

令和4年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第3号）

令和4年12月7日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1番	常世田 正 樹	2番	伊 藤 春 美
3番	菅 谷 道 晴	4番	戸 村 ひとみ
5番	伊 場 哲 也	6番	崎 山 華 英
7番	永 井 孝 佳	8番	井 田 孝
9番	島 田 恒	10番	片 桐 文 夫
11番	遠 藤 保 明	12番	林 晴 道
13番	宮 内 保	14番	飯 嶋 正 利
15番	宮 澤 芳 雄	16番	伊 藤 房 代
18番	景 山 岩三郎	19番	木 内 欽 市
20番	松 木 源太郎		

欠席議員（1名）

17番 向 後 悦 世

説明のため出席した者

副 市 長	飯 島 茂	教 育 長	諸 持 耕太郎
秘書広報課長	椎 名 実	行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂
総 務 課 長	小 倉 直 志	企 画 政 策 課 長	柴 栄 男

財政課長	山崎剛成	市民生活課長	向後利胤
環境課長	高根浩司	健康づくり課長	齊藤孝一
社会福祉課長	椎名隆	子育て支援課長	多田英子
商工観光課長	大八木利武	農水産課長	池田勝紀
建設課長	浪川正彦	上下水道課長	多田一徳
教育総務課長	向後稔		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 島 田 恒

○議長（木内欽市） 通告順により、島田恒議員、ご登壇願います。

（9番 島田 恒 登壇）

○9番（島田 恒） おはようございます。議席番号9番、島田恒でございます。議長から、令和4年12月議会の一般質問の許可をいただきましたので、トップバッターとして質問させていただきます。

マスクを外しての質問をお許しいただきまして感謝いたしたいと思います。今までずっと酸欠状態でやっておりましたので、何か微妙に緊張しておりますけれども、逆に。質問を始めさせていただきたいと思います。

さて、昨今の経済情勢、テレビ、新聞等でもありますように、ロシアのウクライナへの侵攻、侵略というんでしょうか、それに伴う穀物価格の高騰ですとか原油の高騰、さらにはアメリカの金利政策の利上げと、それに伴う日本の円安、様々な要因で国内の産業が苦しんでいるという現況はご案内のとおりであります。

そういう中で大企業が最高益ということをよく聞きますけれども、内部留保をさらに積み上げる一方で、中小の事業者については非常に苦しんでいるというのが現状ではなかろうか

など考えています。

今回は、その中でもとりわけ影響の大きい農業への質問をさせていただきたいと思います。次の1項目、4点でございます。

まず、大項目の1項目ですけれども、農畜産業の振興についてでございます。

1点目といたしまして、肥料価格高騰対策事業、現在も行われておりますけれども、急激な円安等の影響によって肥料価格の高騰が続いています。市としてどのような対応を考えているか、まずお伺いしたいと、1点目です。

(2)として、飼料用米の取組について、本年の飼料用米の取扱い実績と、ずっと増えてきているとは思いますが、3年間の推移をお伺いしたいと思います。

(3) 耕畜連携の取組についてでございます。飼料作物の栽培実績と本市におけるそれに対する助成制度、今後の取組への基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

最後の4点目ですけれども、耕作放棄地の対策について、旭市における耕作放棄地並びに荒廃農地というんでしょうか、その現状と近年の推移というものをお伺いしたいと思います。

以上、1項目4点でございます。

再質問からは質問席にて質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、農水産課から、大きく4点のご質問があったと思います。順次回答させていただきたいと思います。

まず1つ目、肥料高騰価格の対策ということで、本市の対応ということなんですが、本市におきましては、先日の臨時議会で可決いただいたところですが、燃料や肥料の物価高騰により事業活動に大きな影響を受けている農水産業を支援するため、旭市農水産業物価高騰対策支援金給付事業を実施しております。

この事業は、市内において農水産業を営んでいる方を対象に、事業収入が50万円以上の方に10万円、事業収入が50万円未満の方に対しては農地保全などの観点から3万円を給付するものです。

それから、続きまして2項目め、飼料用米の取組についてですが、本年の取扱い実績と3年間の推移ということなんですが、飼料用米の取組面積の推移は、令和2年度が428.0ヘクタール、令和3年度が597.6ヘクタール、令和4年度が753.6ヘクタールとなっております。

取組面積が増加している要因は、米価下落による作付転換、それから畜産農家で組織する飼料用米利用者協議会の積極的な受入れ体制が考えられると思います。

続きまして、3点目です。耕畜連携の取組についてですが、飼料作物の栽培実績、それと助成制度と今後の取組ということなんですが、本年度水田を活用した飼料作物の取組は3件あります。2.9ヘクタールとなっており、内訳は、主に牛の飼料となる青刈りソルガムが2件で1.9ヘクタール、青刈りトウモロコシが1件で1ヘクタールです。

飼料作物に対する主な支援は、国の戦略作物助成で、10アール当たり3万5,000円、前年より拡大した面積に応じて県の飼料用米等拡大支援事業が10アール当たり5,000円となっております。

本市は、湿田地帯のため、飼料用米以外の作物への転換がなかなか難しく、取組面積が拡大していない状況です。このため、引き続き飼料用米を中心とした作付転換を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目です。耕作放棄地の対策について、現状と近年の推移ということですが、耕作放棄地及び荒廃農地の現状と推移につきましては、農業委員会が把握している遊休農地で回答させていただきます。

現状、毎年新規の遊休農地が農業委員会の農地利用最適化推進委員による農地パトロールで発見されている状況です。要因としては、高齢化による労働力不足、それから土地の条件が悪く農地の受け手がいないことなどが考えられます。

近年の面積の推移については、令和元年度末の78.9ヘクタールに対し、令和3年度末では75.3ヘクタールとなっております。

農水産課からは以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） それでは、1点ずつ再質問させていただきたいと思います。

まず、肥料の高騰対策でございますけれども、この肥料に対する価格高騰の対策については、実は今課長のほうから回答があったように、11月21日の臨時議会でお答えをさせていただいたようなものですが、質問の通告がそれ以前に行ったものですから、事前に行うよう臨時議会でもいただいたというような形になりましたけれども、この支援対策とは別にもう既に始まっている肥料対策として、国が値上がり分の7割、県が補正で値上がり分の2割というものを上乗せして計上されていますけれども、本市としての今後の、このような価格高騰対策に対する基本的な考え方、これからもこういうことあると思うんですね。そういうこ

とに対する基本的な考え方をまずお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 本市におきましては、物価高騰対策として支援金給付事業を実施しているというところです。農水産業の皆様に対し早急に支援が届くよう、事業の効果的な周知に努めてまいりたいとまずは考えております。

また、国の飼料高騰対策事業につきましては、農業事務所が、これは肥料販売店のほうが取りまとめというところで、JAや肥料販売店に対し申請事務受付の働きかけを実際行っているというところです。そういった中で、市としてもできる限りそういったもののサポートには努めていきたいと考えているところです。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 物価高騰対策に対する支援事業というのは、近隣の市町村に対しても旭市の取組というのは非常に積極的というんでしょうか、事業者にとっては非常に心強いサポートであろうかと思えます。

業種によって、農業という業種の中でも経営の影響は様々なんですけれども、いろいろな方々のお話を聞くにつれて思うわけなんですけれども、長期的に見て懸念されるのは、こういう支援事業の必要性というのは理解するんですけれども、大変いいことだと思うんですけれども、あくまでも対症療法的な対策ということではあると一方で考えます。

肥料ですとか飼料、あるいは資材等を仕入れて、そして農産物を育成したり家畜を肥育して販売するというのが農業の基本的な特性なんですけれども、その場合には、需要と供給、皆さんご案内のとおり、そういうものによって価格が決定していく。つまり、価格の決定というのは需給に色濃く左右されてしまうというのが、農業はそういう産業であるということでもあります。

もちろん、どの産業もそうなんですけれども、とりわけ農業は、多くの場合に自分で価格を決定できない、市場に委ねざるを得ない、ほとんどの場合なんですけれども。つまり、コストが上昇したからそのコストの上昇分を販売価格に上乗せするということができないという産業だと思うんですね。

先日、10月時点で農業物価指数という数値が農林水産省から発表されました。A重油、ハウスは重油ですけれども、前年比8.6%の上昇だと。ただ、これはこれから冬に向かって、需要期に向かってさらにもっとどんどん上がっていくと、そういう懸念されますし、肥料は

38.4%、飼料が23.8%、しかしこれは前年と比べていますので、おととしと比べると約1.5倍の価格になっている。対して、野菜、あるいは米、肉という販売価格というのは若干しか上がっていない。市況を見ましても、ほぼもち合いというか、価格が上がらない、あるいは下がっているという状況。つまり、仕入れの高騰というものを自らの価格に転嫁できないというのが農業の特性でもある。

そして、本市として考えなければならないのは、いかにこのコストを抑えるか、地域の中で生産できる肥料ですとか、あるいは飼料の割合を効率的に自給していくとか、高めていくというのが今後の本市農業の課題であるというふうに考えております。

それともう1点、燃油に関しては、本対策事業、先ほど課長からお答えがあったように、燃油の高騰については、実は去年は対策をいただいたと。農協のほうとしてもたしか2円、全国農業協同組合で1円、農協が1円、市としても1円あったんですけども、この支援事業に含まれるということではなくなったということで、ちょっと残念な部分はあるんですけども、今後は総体的にそういうものを考えながら取り組んでいただければなと思います。旭市というのは、それらを解決する対策のできる最適の地域であると思っております。お答えをもう既にいただきましたので、次の関連の質問になりますので、最初の質問は終了して、次に移りたいと思います。

(2)の飼料用米の取組についてでございます。

この飼料用米についての取組ですけれども、助成金制度というのがこの取組を後押ししているとか、一方で、農家からは補助金の減額だとか、今日の新聞なんかにもありましたけれども、そもそもこの取組はいつまで続くんだという話もよくお聞きします。取扱いの減退を危惧するという声もありますけれども、市としての今後の取組というものについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 農業新聞なんかでも情報は出ていると思うんですけども、飼料用米に関しては、要は今専用品種とそれから普通の主食用米とこの二つで対応しているところですが、どうも国のほうはですね、今後、段階的にというところで専用品種にシフトしていくという情報は入ってきています。はっきりした情報はまだ、農業新聞の中ではまずどうもそういう方向で動いているというところで、農業者の皆様につきましては、そういった部分がちょっと懸念になるのかなというところで思われます。

市としては、飼料用米の取組に対しては、やはり国の直接支払交付金、これが本体になります。それに対して県、それから市の上乗せ助成、この三者の支援が実施されているというところでは。

市では、引き続き飼料用米への作付転換を推進するために、生産者や利用者に対し支援を継続していきたいなど、そう考えております。

また、稲作農家の経営所得安定対策、やはり国、本体の部分、それから県、これらの支援が大変重要だと考えておりますので、機会を捉えながら、国や県に対し経営所得安定対策につながる支援の継続を働きかけていきたいなど、そう考えております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。しっかりサポートする必要があるんだろうなと思います。

そもそもこういう助成金制度というのが足元から崩れてしまえば、米の再生産ができなくなってしまうということも考えられます。旭市というのは、千葉県の中でも香取市に次いで2番目の米の生産地なんですね。そういうことも含めて、本市の政策として飼料用米の取組というのは、恐らく一番効率的で、関係する農家の連携というのが一番図られていると思います。さらに行政のバックアップもしっかりしていて、理想的なものだと。つまり、需要と供給というんでしょうか、そういうものが一致している地域と言えるんだと思います。

そこで、この取組というものをさらに拡大するためには、その利用者の拡大というものが必要だと思うんですけども、この飼料用米の生産者と、それから使う利用者の数、現在どれぐらいいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、令和4年度の飼料用米の取組は、753.6ヘクタール、約4,785トンが生産されているところです。

なお、生産者数は190件、利用者数は20件となっており、ここ数年、増加傾向にあるというところです。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。飼料用米がおおよそ750町歩、量的に4,700トン、生産者が190件、利用者が20件ということですが、一昨年2020年の農業センサスを見ますと、本旭市の水稻農家が1,311経営体、畜産農家、これは牛、豚、鶏、ブロイラー、

鶏卵いろいろありますけれども、それで60経営体、これは非常に大きい経営体もありますけれども、60ある。まだまだ利用割合は上がっていくんだろなと思います。4,700トンという数字は、恐らく大きな畜産農家では1件で消費、それだけではありませんけれども、そういう量だと、まだまだ増やしても大丈夫なんだというふうに思います。水田農家と畜産の連携の拡大というのが、今後はさらに大きな目標になっていくんだろなというふうに思います。

畜産農家から還元される堆肥というものを飼料用米のほ場に投入したところ、私の近所の方ですけれども、飼料用米の収量がいつもの年に比べて2俵多くなったという実例も聞いていきます。さらに拡大していく予想がされますので、行政のほうのさらなるバックアップの充実をお願いしたいと思います。

次の質問にも関連していきますので、次の質問に進めていきたいと思います。

3番目の耕畜連携の取組についてであります。

先ほど、耕畜連携の数字的なものはお答えいただきました。旭市では、先ほども申し上げましたけれども、農業の現場で畜産と耕種農家の耕畜連携というのを効果的に推進されていると私も思っております。

耕畜というのは、あまり聞き慣れない言葉ですけれども、米と野菜とかを生産している農家と、それから畜産農家が、連携しながら堆肥を供給したり、逆に水田で飼料作物を生産し畜産農家にフィードバックするというものですけれども、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ることを言いますけれども、本市のこういう、いわゆる循環型農業というんでしょうか、そういうものについての基本的な取組の考え方というものをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の排せつ物から生成された堆肥については、現在、国の交付金の対象となっていることから、水田に供給することにより資源を循環し、耕畜連携を図っています。これは、かなり前から、旭市では干潟地区でホールクロップなどで代表されて耕畜連携というのは進めているところなんです。

また、本市では、飼料用米への作付転換を特に推進しており、市内にある飼料用米の生産者と利用者の協議会を活用させていただきまして、飼料用米の市内循環に取り組んでいるところでございます。

現在、国の交付金の対象となっていない飼料用米の供給を受けた畜産排せつ物の堆肥というのも実際存在しているんですけれども、それは今ペレット化の取組をなさっております、

そういったので活用が図れるのかなと。

市内での資源循環が徐々に増加していることから、循環型農業の取組事例として、ペレット化の事業とかなんですけれども、国や県に対し積極的に働きかけをしていきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） そのような先進的な取組というんでしょうか、ができるというのは、まさしく水田、それから畜産、野菜生産、バランスの取れた本市、旭市でこそ一番効果的に導入できるんだと、そういうふうに確信しています。

先ほど、畜産農家の飼料代の高騰というお話をいたしましたけれども、特に粗飼料の自給率によって経営コストが大きく変わってきてしまうと、左右されるというのはご案内のとおりでありますけれども、そこでお伺いしたいのは、水田の高度利用、だいたい田んぼというのは4月に植付けをして、9月に収穫して、冬の間というのは、だいたい見てのとおり何も無いという状況なんですけれどもね。

つまり、水田について基盤整備事業というのはほとんど完了しているわけですがけれども、そういうところにおける例えばホールクロップなどの飼料用の稲というんですかね、稲については二期作というんでしょうか、二毛作というのか分かりませんが、具体的には秋の飼料用米の収穫が終わった後で、例えば二毛作を行うことは可能なのか。あるいは、そもそも基盤整備事業というのは、水田の汎用化という中で、もちろん面積を広くして効率をよくするというのが目的ではありますがけれども、そのほかに、もっと大きいのは水田を汎用化させる、いわゆる裏作をどういうふうにしていくかということもあると思うんですけれども、そもそもそういう事業の目的からして、そういう裏作利用というものについてはどのようにお考えでしょうか。情報があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 米収穫後の二毛作というか、飼料作物などの二毛作についてですけれども、まず、ホールクロップ用稲は、二番穂の活用とか、極わせ、要は極めて早い品種、それから極おくてというんですけれども、極めて遅い品種、それらの組合せによって取組は可能ではあるようなんですが、千葉県の気温等の気象条件では収量性がなかなか上がらない、低下してしまうというところ、それから労働力や農業経費の問題から取組はちょっと難しいかなというところですよ。

麦や秋まきの牧草などを水田で栽培することについては、ほ場整備がかなりの部分で行われているんですが、そういった水田であっても、ほ場によっては排水の点で課題があるところもあると、現実はなかなか困難だと思われるというところなんです。

なお、技術的な課題のほか、ホールクropp用稲や牧草などの飼料作物の栽培については、あとそれから収穫に専用はかなり高額な機械が必要なことなど、取組を誰が、コントラクターというんですけれども、それを担っていくのかというところにおいても、ちょっとそこは課題がまだ山積みであるというところなんです。

これらのこと、いろいろ農業事務所とかとも状況を確認しているんですけれども、実際のこの現状から、具体的な取組を推進していくという検討はなかなか難しいところではあります。

したがって、本市としましては、取組が容易であるというところで、地域の特性に合った飼料用米を現在のところ推進しているというところなんです。

以上です。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） ありがとうございます。

確かに水田の汎用化というのは、一番の課題というのは排水の問題、水の問題だと思います。千葉県全体の水田の課題というんでしょうか、かつては、本地域でも水田の裏作に麦を作ったり、あるいはレタスを作ったり、私も関わったことがありますけれども、なかなか思うように任せないというのが現実だったような気がします。

ほ場整備が終了している水田でも、既に相当年がたっていますので、暗渠機能が劣化する、要するに、排水、なかなか水が抜けない、乾田化できないということも聞いております。

ホールクroppだとか牧草などの飼料作物の収穫には、先ほどお答えいただいたように、大型機械を導入して、コントラクター、作業委託組織ですけれども、現在も実働しているんですね。さらにこれを拡大することも可能だと思いますけれども、ただ、課題は、お答えいただいたように、機械がかなり高額だ、いろいろな種類が必要だということもあるんですね。助成制度もありますけれども、更新についてはそういう助成制度の適用にならないというか、多分恐らく規模拡大をして新規導入ということになるのかな。そうすると、なかなか困難な部分も出てくる、この辺も考えていかなければいけないと考えております。

本市としても、こういう前例のない農業の厳しさへの対応として、新しい水田の技術の検討とか、あるいは関係機関と、研究機関と連携して考えていかなければならないというふう

に考えております。

実は、先日、酪農の方の具体的な清算書というのを見させていただきました。そうしましたら、仕切書というんでしょうか、販売額から仕入額を引いたもの、確定申告されている方は分かると思うんですけども、収支内訳書というのがありますけれども、売上げから仕入れを引いたもの、そこでもう赤字というところですよ。さらに、普通はそこから燃料代だとか光熱費、人件費、材料費、もろもろ引いたら、さらにもうどうしようもない赤字と、そんな実態に非常に驚きました。それくらい現在の、特に酪農は厳しいというよりも、廃業の危機と言われる、国会でもそういうことを言われていました、悲鳴を上げているという現況。

飼料用米の利用者というのは、飼料用の利用者、主に養豚とか鳥ですね、ブロイラー、一方、ホールクロップサイレージという飼料用稲については、粗飼料作物は酪農とか肉牛で利用しているわけです。ここが今一番苦しい。粗飼料作物の拡大にぜひ力点を置いていただきたいと思います。

水田の裏作利用、そういう技術というのは日進月歩であります。こういう必要な技術を高めていくというのはもう当たり前のことですので、水田の汎用化、あるいは裏作利用、技術的な問題はあるにしても、検討から外すことなく情報を収集していただきたいというふうに思います。

次も、また次の質問に関連してきますので、次の質問に進めていきたいと思います。

耕作放棄地への対策ですけれども、再質問として、お答えのように、耕作放棄地が増加している主な原因としては、農業者の高齢化とか、それに伴う後継者不足というものが原因している、そもそも農業人口の減少というものが挙げられるんだと。農業を行う人がいなくなって土地を放置されるケースが多いわけですね。農業を基幹産業としている本市にとっては大きな問題だし、それが課題だというふうな気がしています。

農地を放置することによって、雑木、雑草が生える、それから害虫が発生する、そういう病虫害の問題もあります。十分な管理が行われなくて、周囲の農用地への迷惑になったり、さらにはやはり見た目の景観というのが非常に悪い、周囲の農地、それから環境に悪影響を与えます。イノシシなどの野生生物というのがこういう耕作放棄地を餌場にする、すみかにするというんでしょうか、するようになって大きな問題にもなっております。耕作放棄地というものを拠点とすることで、周囲の農作物被害も起こっております。そして、そういうふうになった農地というのは、再生には極めて大きな労力が必要になってくる。

これに対して、助成制度を含めて、さらに進んだ対策というのが必要だと思うんですけれ

ども、市の基本的な考え方というのを伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 耕作放棄地を再生するための助成制度につきましては、千葉県耕作放棄地再生推進事業を活用し、農地再生の取組を支援してきましたんですが、令和3年度でこの県の事業が終了したことから、本年、令和4年ですが、市の単独事業で似たような同様事業ということで、耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部支援を今現在しているところでございます。

また、耕作放棄地を増やさないために、農地の担い手への利用集積、水路の草刈り等重要な部分なんですが、地域の共同活動による、現在、多面的機能支払交付金という制度がありますので、そちらの活用を今市としては推進しているところでございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 農地には、洪水ですとか、そういうその災害を防ぐ治水機能というんでしょうか、そういうものもあります。耕作放棄地となってそれが管理されなくなると、農地が持つ様々な機能というのが失われていってしまう。防災の観点からも、耕作放棄地の発生防止と、それからもう既に荒れたところについてはどうやってそれを解消していくかということが求められていくと思います。

そこで、貸手と借手をつなぐ農地中間管理機構がありますけれども、その役割に期待するところが大きいわけですが、このような耕作放棄地に対する農地中間機構の対応というのは十分に機能しているかどうか、それについて伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 農地中間管理機構の行う事業につきましては、離農したり規模を縮小する農家から農地を借り入れて、その農地を担い手の農家に貸付けし、農業経営の規模拡大や農地の集約化を促進するというのを目的にしているところですが、ただ、農地中間管理機構は、申し込まれた全ての農地を借りるというわけではないようで、農地として利用することが困難な農地等は借り入れることができない場合もあるというところなんです。

今後、農地中間管理機構が農地の集約化を進めていくために遊休農地解消緊急対策事業、これを新設したというところで、遊休農地の有効利用を検討していることから、遊休農地の活用がそういった事業の活用で進んでいくのではないかなと考えているところです。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 農用地区内というんでしょうか、もう既にそこでほとんどが優良農地にされている、そういう農地については、例えばそこで廃業だとか離農があっても、その隣の農家の方々が普通は借りてくれるというんでしょうか、そのほうが効率いいですから、そうやって規模拡大はできるんですけれども、条件の悪い農地、今後どう取り組んでいくかというのが一番の問題なわけですね。

これから、耕作放棄地が増加する要因としては、資材の高騰ですとか、今、話しました費用の増大ということで、そもそも農家というのは苦しくなる、やっていけないよということで、やめる人が増えていく。そうやって不耕作地が増えていくということが非常に懸念されるわけです。

特に、住宅周り、小さな農地というんでしょうか、あるいは条件の悪い農地、深い農地というんですかね、特に水田は放棄される傾向にあると思うんです。そういうところでは、また借手も見つからない、荒れていくと、悪循環になっていく。

これは、ただ単純に農地を守るということだけでなく、地域の環境保全というんでしょうか、そういう対策面からも、そして防災の面だとかからも、包括的に対策が必要だと思うんですけれども、そういう包括的なものの対策ということに対して市のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 耕作放棄地についても、基本的には個人の財産であることから、まずは所有者が適切に管理していただく、これが基本であると考えてはいるところです。しかし、個々のやむを得ない事情により適正に管理することが困難な場合もやはりあるかと思えます。

市としては、先ほども申し上げました、多面的機能支払交付金、これは国からの補助金に来て、地域ぐるみで保全活動するというところで交付金が支払われる活動なんです、それらをはじめとする国の交付金を活用して、地域ぐるみでの保全活動を推進するとともに、今後新設される農地中間管理機構の遊休農地解消緊急対策事業、それらの活用により耕作放棄地の発生防止及び削減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（木内欽市） 島田恒議員。

○9番（島田 恒） 個人の財産、そうなんです。一番の問題というのは、土地というのは個

人の財産だということ、そのとおり。

ただ、今お答えいただいたように、多面的交付支払事業、私も参加しながらもう8年ぐらいいやっていますけれども、関係する農用地というんでしょうか、そういうものの所有者に同意をいただければ、不耕作地への対応もできるんですね。ただ、その事業でやるには、初めから荒れているものというのをそこに加えることはできない。だから、本当に大変なところが、その対象にならないですよ。

一方で、耕作放棄地を積極的に対応すべき中間管理機構、先ほどお話ありましたように、借手のつかない農地、これは条件の悪い農地ということになりますけれども、そもそもその引受け手がない、悪循環になっていくというのが実情。ただ、そういう現場では、まさしくそういう借手のつかない農地というのが不耕作地、あるいは荒地地となっているというのが現状だと思います。

先日、畜産農家とお話をさせていただきましたところ、こういう耕作放棄地の中で飼料用作物、ホールクロップとか飼料用米だと思いますけれども、そういうものを導入するという取組も始めるんだというお話を聞きました。国でもこのことについて盛んに議論が行われています。

本市は、千葉県農業のリーダー、トップの旭市ですので、こういう耕作放棄地の解消と、それから併せてその反対側の自給飼料の拡大という課題を解決する、そういう条件のそろった最適のまちであるというように私も思っております。

国が進める戦略で、みどりの食料システム戦略というのがありますけれども、これも化学肥料を減らして、自給飼料なりで有機農業というものを増やしていくというのが目的、そういう拡大する方針なんですけれども、2050年には有機農業を25%まで上げていくんだという方針も出されています。

そして、今まさにこのように飼料、肥料、いろいろなものが高騰している中で、そういう耕畜連携、自分のものは自分のところで作っていくというようなことが求められていると思います。こういう耕作放棄地を利用して、飼料作物生産というのを拡大、活用するという畜産農家の取組も、先ほど言いましたけれども、もう既に始まっています。ぜひ様々な条件が整っている旭市については、恵まれた地域資源をしっかりと循環させるような施策を進めていく必要があるんだと思います。

二、三日前の農業新聞で、酪農家の離農、廃農、やめるという人、この半年間で全国で400戸だそうです。全国でおおよそ酪農の数は1万4,000戸くらいですけれども、今後はさら

に加速する。畜産に携わる人たちというのは悲鳴を上げて、まさに畜産の存亡のときという状況だと思います。

今日は、米本市長も恐らくこの議会をリモートで視聴されていると思いますけれども、この旭市だから取り組むこと、取り組まなければならないこと、耕畜連携、それを進めるためにもこういう放置された不耕作地対策と考え合わせながら、本市の農業の振興のために、農業基盤をきちんと強化する、それから環境、防災、福祉、様々な組織、あるいは機関との連携というものを、先ほど申し上げましたように、包括的に積極的に進めていくことを要望して、私の質問を閉じたいと思います。

○議長（木内欽市） 島田恒議員の一般質問を終わります。

島田恒議員は、自席へお戻りください。

◇ 常世田 正 樹

○議長（木内欽市） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） おはようございます。議席番号1番、常世田正樹です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

また、寒い中、傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

長引くコロナ禍により、社会経済活動は自粛の一途をたどってまいりました。第7波が収束し、ようやく世の中が動いてきたと思いましたが第8波。しかしながら、政府が新しく定めたコロナ感染症に対する感染防止ガイドラインは、コロナ対策をしっかり取った上での社会経済活動を積極的に推進していける内容となっております。

先日、市内でマルシェを開催した折に、小学生から、雨の日だったんですけど、雨の中ご苦労さまです、マルシェが開催されて本当によかったです、昨夜は楽しみで眠れませんでしたと、うれしい言葉をかけてくれました。

コロナ禍の活動自粛により、市民の皆さんは我慢の日々を強いられてきました。イベントや催物を欲しております。今後、市が開催する各種イベントも、感染者が多い、中止ではなく、感染対策をしっかりと十二分に取った上で開催していくことを望みます。

私からの質問は、学校教育の充実についての質問が2点、障害がある方への福祉の充実についての質問が2点の計2項目、4点の質問となります。

1項目めは、学校教育の充実についてです。

(1) 学校教育に地場農産物を積極的に使用するようという国の指針が出ていますが、本市では地産地消に取り組まないのかについてお聞きします。

学校給食に対する9月の一般質問への執行部からの答弁で、学校給食に用いる農産物をオーガニック化することは、予算的にも、物理的にも、すぐには難しいということが分かりました。もちろん給食のオーガニック化を私は諦めたわけではございません。子どもたちの健康のことを考えますと、地産地消、地場産物を給食で使用するについては、すぐにでも実行可能であるかと思われます。

国でも、地産地消を推進するための補助金を設けております。文部科学省では、学校給食地場産物使用促進事業があり、補助率は3分の1です。地産地消コーディネーターを派遣し、地場産物を用いる際に起こる諸問題を解決してくれるコーディネーターです。

農林水産省では、地域での食育の推進事業があり、2分の1を交付してくれます。学校給食における地場産物を活用した取組を増やす、学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発、試食、食育事業の支援等が交付対象となります。

これらの補助金を活用して、学校給食に用いる食材を地場産物へ切り替えることは十分可能であると私は思いますが、市の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

(2) 本市では、インクルーシブ教育に取り組んでおりますが、導入の効果、問題点や課題について検証を行っているのかについて質問いたします。

インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある方が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的を持ち、障害がある方と障害のない方が共に学ぶ仕組みのことです。子どもたちは、勉強を学ぶことと同じくらい社会を学ぶよい経験になると言われております。

本市でもインクルーシブ教育に取り組んでいますが、本市におけるインクルーシブ教育システムの内容について教えてください。

また、インクルーシブ教育をサポートしている教諭補助員の人数について教えてください。教諭補助員とは、普通学級や特別支援学級に入り、担任の先生の補助として児童・生徒の学習を補助します。インクルーシブ教育の場では、障害がある児童・生徒に対し、食事、排せつ、教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助、また発達障害の児童・生徒に対し学習活動上のサポートを行うなど、業務は多岐にわたります。

2項目めは、障害者福祉の充実についてです。

毎年12月3日から9日までは、障害者週間です。障害者週間は、障害や障害のある方への

関心と理解を深めるとともに、障害のある方があらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するための障害者基本法により設けられています。

12月3日は、国際障害者デーでした。千葉県では、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を定めております。本市においても、障害のある方が住みやすいまちづくりを積極的に進めていければと思います。

そこで、(1) 障害を持つ方の呼称について、マイナスイメージがあるという理由から国や自治体で昔から議論されておりますが、本市でも検討しないのかについて質問いたします。

障害とは、広辞苑によりますと、心身の機能が十分に働かないこととあります。障害者という言葉は一般的に用いられておりますが、障害があるお子さんの親御さんは、日々心を痛めているという事実を皆さんご存じでしょうか。

障害というと、電波障害、障害物等、妨げるという印象があります。障害がある方は、身体的及び精神的なハンデによって活動を妨げられているのにもかかわらず、他者を妨げるような印象を受けてしまいます。

岩手県では、平成20年4月から、「害」を平仮名にしております。平成22年11月に、障がい者制度改革推進会議における「障害」の表記に関する作業チームが障害の表現に関する検討結果について発表しました。結果として、国では「害」は漢字のまま用いるという結果になりましたが、岩手県の先例がございます。障害があるお子さんの保護者の方々は、せめて「害」という1字を平仮名にしてくれたら随分と心が休まると言っております。

一人も取りこぼさない福祉のまちを目指している本市において、日頃から心を痛めている方のために、本市で「害」を平仮名にすることはできませんでしょうか。

(2) 特別支援学校、福祉施設、福祉作業所等について、近年、利用者が急激に増加しておりますが、本市の受入れ体制は十分に整っているのかについて質問いたします。

全国的に障害がある方が増加傾向にあります。内閣府「障害者白書」によると、2006年から2018年の12年間で、655万9,000人から936万6,000人と、およそ300人近く増加しており、国民の約8%の方が障害を抱えている計算になります。

長年児童教育に関わってきた方と、障害がある方が近年増えていることについてお話をする機会がありました。近年、特に未成年の世代において、精神疾患と判定され特別支援学校等への進学を勧められるケースが急増していることが大問題であると指摘しておりました。障害がある方が増えている一因となっております。これは大きな問題でして、今回は触れませんが、解決しなければならない国の課題であるかと思えます。

障害がある方が所持している障害者手帳は、障害に応じて身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に区分されております。厚生労働省が令和2年に公表した数字によりますと、身体障害者手帳をお持ちの方は全国で約498万人、療育手帳をお持ちの方は約118万人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は約118万人いらっしゃいます。

障害がある方が安心して充実した日々を送るには、ご家族による介護だけでは到底成り立ちません。手厚い行政サービスが必要であることは周知の事実です。福祉のまち旭を公認している本市は、福祉サービスに力を入れておりますが、今回、療育手帳をお持ちの方からご相談を受けましたので、質問させていただきます。

障害者手帳をお持ちの方の人数は、本市において、近年どのように推移しているのかについてお聞きいたします。

以上、2項目4点が1回目の質問になります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時 5分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、常世田正樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課から、1の学校教育の充実についてお答えいたします。

まず、（1）の学校給食の地産地消についてですが、本市の学校給食の食材の発注は、地産地消を最優先に市内産、県内産、国内産の順に調達をしております。令和3年度利用した市内産の特定が困難な肉類を除く野菜などの農産物は、金額ベースで、市内産が約50%、県内産が約30%となっており、地産地消を推進するため積極的に取り組んでいるところであります。

今後とも、補助事業の活用を含め、学校給食での地産地消に努めていきたいと考えております。

次に、（2）の本市でのインクルーシブ教育について、取組内容と教諭補助員の人数につ

いてですが、本市でも共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を行っております。

子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うため、小学校入学時における就学相談や年3回の教育支援委員会を開催しております。また、小学校入学時から中学校卒業期まで活用する旭市就学支援ステップシートによりまして、保護者との合意形成を行っておるところでございます。

学校では、個の特性に応じた指導をはじめ、特別支援学級と通常の学級との交流、共同学習を取り入れまして、障害のある児童・生徒にとっても、障害のない児童・生徒にとっても、共生社会の形成に向けて経験を広め、社会性を養って、多様性を尊重する心を育ておるところでございます。

このような状況を踏まえ、市では、支援を要する児童・生徒への対応として、教諭補助員を28名、市内各校へ配置しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 社会福祉課からは、2の障害者福祉の充実についてお答えいたします。

まず、（1）の障害の漢字の「害」を平仮名にすることはできないかについてお答えします。

障害の漢字の「害」につきましては、マイナスイメージを与えるのではないかとといったことなどから平仮名に置き換えて表記している自治体が増えていることは承知しております。社会福祉課でも、漢字の「害」はあまり使ってほしくないというご意見を頂戴したこともございます。

現在、市役所では、市広報紙やホームページにおいて、既に平仮名表記をしているものもございます。

今後は、法令等に規定されている用語や名称、事業名や機関等の固有名詞、医学用語など、漢字表記が適当な場合を除き、できることから順次平仮名表記への置き換えを進めていきたいと考えております。

次に、（2）の質問ですが、まず、本市の障害者手帳をお持ちの方の状況と療育手帳をお持ちの方の推移についてお答えいたします。

本市の障害者手帳をお持ちの方は、平成28年度から30年度にかけてはおおむね横ばいか微

減傾向でありました。その後、令和元年度から増加に転じておりまして、令和3年度末には、直近5年で最も多い2,938人となっております。

手帳別で見ますと、この5年間で、身体障害者手帳をお持ちの方は若干減少、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は増加しております。

なお、直近5年の療育手帳をお持ちの方は、平成29年度末の503人に対し、令和3年度末は546人となっております、年々増加しているといった状況です。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

答弁に対し、再質問をさせていただきます。

その前に、すみません、先ほど言い間違いがございまして、増加した人数が300万人と言うところを300人と言ってしまった。訂正させていただきたいと思います。

1項目めの（1）について、市内の学校給食の食材が思った以上に地場産物が積極的に利用されていることは、とてもうれしく、毎日の給食調理に携わっている関係各所の方々へ感謝申し上げます。

そこで、私からの提案が二つございます。

一つは、地場産物のさらなる利用、旭市産の100%を目指してほしいという点です。季節によっては、旭市産が入手できないこともあることは、私も農家なので十分認識しておりますが、価格が安いからという理由で市内の食材を選択せず、場合によっては行政からの差額補助も必要であるかと思いますが、100%旭市産の学校給食を推進していただきたいです。

もう一つ、二つ目は、食育活動の推進です。ゆとり教育の見直しによって、食育や地域において学ぶ時間が減ってしまったように思います。しかし、人間が生きていく上で必要不可欠な衣食住の食と住について、幼少期から学ぶことはとても大切なことだと私は思います。食を支える生産者に接することで、生産者の苦労や努力を知り、食べ物に感謝する心を子どもたちに持ってほしいです。そして、子どもたちと生産者が接することで、生産者の労働意欲も向上いたします。地元の〇〇さんが作ったお米、〇〇さんの野菜と、顔が見える地場産物を用いれば、子どもたちの食欲が増して残菜率が低下し、ごみの処分費用も削減されます。そして、住を大切に作る心、地域に目を向け、興味関心を持つことで、その先には失われつつあります地域コミュニティの再構築につながるのではないかと思います。これらのプラス要素に対する市の見解をお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） さらなる地場産物の活用については、メニューによっては、加工品等が必要となることや、季節収穫時期などから年間を通じて全てを安定的に調達することは難しいと考えております。先ほど常世田議員からご提案のあった補助金の活用を含めて、今後とも研究を重ねていきたいと考えております。

食育活動の推進については、給食での地場産物の活用促進と和食給食の普及に努めておりまして、現在、毎月献立に和食の日と千産千消デーを取り入れるとともに、学校の授業などで栄養教諭による食育指導を行っております。

常世田議員がおっしゃるように、児童・生徒と生産者との交流によって生産現場の見学などが授業の一環として実施可能であれば、農業の現状を認識でき、児童・生徒の食に対する意識の向上が図られますし、生産者の労働意欲の向上、地域コミュニティの構築にもつながるものと思われまます。

また、地産地消推進のため、学校で地場産物を活用した給食が提供されていることを、広報やSNSなどを通じて広く生産者や市民に周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

では、答弁に対し、再々質問をさせていただきます。

給食が最近、SNS等で写真でアップされておりまして、とてもおいしそうな、昔と比べて、給食になっていると私は思っております。

国が、みどりの食料戦略システムをはじめとした食に対する大規模な見直し、再構築を始めております。食育の大切さを国が再認識し、各種補助金を創設しております。

農業産出額が6位を誇る旭市、食の宝庫、日本の台所を支えている我が旭市が、未来ある子どもたちが毎日食べる学校給食で用いる食材を、季節にもよりますが100%地場産に切り替え、食育活動を推進し、生産者との交流機会を増やし、食のまち旭モデルとして構築することが必要であると思っておりますが、市の見解をぜひお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 私のほうから回答をさせていただきます。

まず、ただいま常世田議員からお話がありましたように、農業産出額が全国6位であり、多くの農産物がそろそろ旭市において、学校給食に地場産物の活用を進めることは当然のことであると考えております。

市内産の金額ベースでの利用率は高いものの、品目数ではまだ改善の余地がありますので、調達方法や収穫時期などを考慮した献立などを模索し、地場農産物のさらなる利用率向上に努めていきたいと考えております。

また、食育活動を推進し、学校いきいきプラン事業などによる児童・生徒と生産者との交流を進め、地域と学校が連携した特色ある学校づくり、地域づくりを行っていくことは大切であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ご答弁いただき、ありがとうございます。

市内では、子ども食堂を運営する方が最近いらっしゃいます。学校が休みで給食がない週末に、子どもたちへ食事の提供を行っております。その子ども食堂へ、市内の生産者の方々が等級外の農産物や善意の食材を提供したりしております。提供していただいている生産者は、生まれ育った旭市のこれからを担う子どもたちのために何か力になってあげたいんだよとおっしゃっておいりました。

学校給食に対しては、賛否両論があることは認識しております。こちらから頼んでもいないのに勝手に食事を提供しているというお考えの方もいらっしゃいます。一方で、給食はうちの子の生命線です。栄養バランスが取れているし、ふだん口にしないデザートも食べることができます、本当にありがたいですと言う保護者の方もいらっしゃいます。

コロナ禍により人々の生活は一変してしまいました。学校給食が子どもたちの健全な成長の一助となることを切に願います。回答は結構です。

次の質問へ移らせていただきます。

1項目めの（2）について、市内のある小学校で障害があるお子さんを受け入れているのですが、教諭補助員を週3回しか派遣してもらえず、週2回は管理職の方が面倒を見ております。市へ相談しても、教員数が不足している、補充する教員が見つからない、予算がないので対応できないという回答でした。この管理職の方は、自分が異動になったとしたら来年度以降はどうなるのかがとても心配だと話されておりました。管理職である方がそのような役割を担っていることにも、私は驚きました。

そもそも教員の数が足りないのに、県で新規採用する人数を減らしております。小学校で

は、令和3年度の募集と令和4年度の募集では20名の募集減、中学校では100名の減、特別支援学校では25名の減。採用人数が減らされれば、各小・中学校で新規採用される教員の数も微増であり、教員1人当たりの負担を分散させることができません。

インクルーシブ教育や、児童・生徒に対する個別指導や個別相談等に費やす余裕もなくなってしまうかもしれません。そういった現状にあるのに、働き方改革によって残業時間を減らされ、今まで残業で行っていた業務を時間内に先生方が終わらせることに苦慮しております。人手が足りていない学校教育の現場では、全国的に見ましても、教諭補助員を増員することで乗り切ろうという対策がなされております。

以上のことを踏まえて、質問させていただきます。本市における教諭補助員の応募資格について教えてください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教諭補助員の応募資格については、本市では、これまで、よりよい支援が行われるよう、教員免許保有者を条件にして採用して、個別指導の充実を図っております。

教諭補助員の主な業務は、小・中学校教諭の補助及び教育活動の支援としております。特に小学校では、低学年や特別支援学級での個別指導を主な業務としております。正規職員と同様の教育技術が求められる現状を踏まえまして、応募資格は教員免許を有するものとしております。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） では、再々質問をさせていただきます。

インクルーシブ教育を今後も続けていくのであれば、会計年度任用職員である教諭補助員を増員するための予算の増額措置をするべきであり、その点につきましては、副市長へしっかりとお願いいたします。

本当に教育現場で先生が不足しております。本市の教諭補助員の応募資格について、これまでは教員免許を更新している方でなければ採用されていないと答弁がございました。その結果、募集しても人が集まらないのが現状です。ほかの自治体では、教員免許がある方とない方で報酬に差をつけたり、教員免許の有無にかかわらずに採用したりしております。本市でも、教員数が足りないという現状を打破するためには、応募資格を緩和することが必要であると私は考えますが、教育長のご意見をお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 私からお答えいたします。

近年、支援を要する児童・生徒は増加傾向にありまして、学校現場においてもその対応に大変苦慮しており、人的配置の要望が各学校から上がっているところであります。

この要望を受けまして、教育委員会としましても教諭補助員の増員に努めておりますが、全国的な教員志望者の減少に伴い、本市においても教員免許保有者が教諭補助員に応募してくれる件数が年々減少しております。

このような現状を踏まえ、教諭補助員の応募資格を見直し、学校の実態に応じた人的配置を目指していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 教育長、ご答弁いただきありがとうございます。

児童数は、今後さらに減少し続ける傾向にあります。それに伴い、教員数も少なくてもよいのではないかというご意見もあると思います。しかし、少人数授業、専科制の充実、専門性の高い教員の育成等、これからの日本を担う人材、世界に羽ばたく子どもたちを育成、教育するためには、教育に携わる人数を増やさなければ、教育の質を保ち、また高めることは難しいと思います。未来ある子どもたちのために、さらなる教育の充実をお願いいたします。特色ある教育を行っているまち、インクルーシブ教育にも力を入れているまちとして取り組んでいきたいと思います。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

2項目めの（1）について、ご答弁いただきありがとうございます。すばらしい気遣いをいただいている職員の皆様に感謝いたします。今後の発行物やホームページ、またSNS等でも温かい気遣いをどうぞよろしくお願いいたします。

一つお願いしたいことは、公式文書や制度等の名称等で平仮名にすることが難しいものを除いた全てのものについて、引き続き継続的な修正チェックをお願いいたします。あつたか旭を推進してまいりましょう。回答は結構です。

次の質問へ移ります。

2項目めの（2）について、障害のあるお子さんは、特別支援学校を卒業後に社会に出られます。夢や希望を持ち、憧れの職業に就くお子さんもいらっしゃいます。障害の程度によ

って就く職が限られてしまうお子さんもまたいらっしゃいます。その一方で、卒業後に在宅にて療養をされる方もいらっしゃいます。

療育手帳では、障害の程度によって区分がなされております。障害が軽度及び中度の方はB区分、重度の方はA区分、最重度の方はマルA区分となっております。

B区分の方は、福祉作業所等で様々な作業などを行います。A区分の方は、送迎等の通所で施設にて生活し、簡単な作業を行うこともあります。マルA区分の方は、送迎等の通所で、主に施設内にて療養生活をします。障害が軽度であるB区分の方の受入れ先はたくさんありますが、最重度のマルA区分の方の受入れ先は少なく、また常に満員の状態であり、特別支援学校を卒業したお子さんは家で療養することになるとお聞きしました。

保護者の方は、片時も目を離すことができず、買物や家事等もままならない状況に置かれております。保護者の方がお子さんを福祉施設に預けることができれば、社会的な活動を行う余裕や休息できる時間を持てると思います。心と体にゆとりが持てるようになります。ある保護者の方は、育児と介護の疲れに死を意識したこともあったそうです。そのような状況に置かれている方へ手を差し伸べ、支援していくことこそ、行政サービスの最重要課題であると思いますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 障害のある方の社会参加や、保護者の方が社会的な活動を行う余裕、休息のできる時間を持っていただくためにも、障害のある方については、障害者総合支援法におけるサービスを利用することができます。サービスの種類は様々ありまして、障害の重さやニーズに合わせて、居宅系サービス、通所系サービス、入所系サービスを組み合わせ利用することが可能であります。

ご質問の療育手帳マルAの方が日中利用できるサービスの一つとして、生活介護というものがございます。このサービスは、日中施設において創作活動や入浴、食事などの必要な援助を行うものです。市内には14の生活介護事業所があり、そのうち知的障害のある方の受入れが可能な事業所は12事業所となっております。

この生活介護事業所に状況を確認したところ、現状といたしましては、まだ空きがある事業所もあるということでした。仮に、市内に利用可能な事業所がない場合、また合わない場合などには、担当する相談支援専門員とともに近隣市町の事業所を含め検討し、見学等を行った後、ご自分に合った事業所をご利用いただいているといった状況でございます。

このほか、障害のある方を介護するご家族などが一時的に一定期間介護から離れることによって、日頃の心身の疲れを癒やし、精神的、身体的負担を軽減するための支援として、日中一時支援サービスなどの利用も可能となっております。

また、特別支援学校に通われているお子さんにつきましては、高等部2年時に校内で開催される進路説明会へ市の担当職員が出向きまして、他機関と連携して、卒業後の進路決定のための支援も行っております。

今後も、障害のある方の社会参加、また住み慣れた地域での生活が送れるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

では、再々質問をさせていただきます。

市のほうで手厚いサービス、支援をいただいていることが分かりました。しかしながら、探せば空きがあり、片道30分や1時間の送迎や通学はやむを得ないというご回答も含まれていると思いますが、障害がない方に当てはめて考えますと、地元の学校に空きがないからあちらの学校へ通ってくださいというケースはないかと思えます。

今後、保育所や小学校の合併が進み、空き校舎等が複数出てまいります。空き校舎の活用については、様々な用途が考えられますが、福祉施設として市が運営したり、建物をリノベーションして福祉関係の民間企業へ貸し出す、そうすることでマルA区分の方々を受け入れることができる福祉施設をつくることも十分考えられると思えます。たくさんの方を受け入れることができる公設民営の生活介護事業所を本市で設置することも可能であるかと考えられます。

一方、先日、特別支援学校の文化祭の際に校内を見学させていただいたのですが、人数が増えたために教室が足りず、図書室や工作室を普通教室として使用しなければならない状況になっております。それでも教室が足りないので、廊下やホールを作業場所としたり、外にテントを張って風よけのビニールで囲んだりして工作室としておりました。これ以上お子さんを受け入れることができないという現実、私はショックを受けました。

旭市には特別支援学校がないので、児童・生徒は銚子市か匝瑳市へ通学しております。送迎のお子さんもいらっしゃるので、保護者の方は日々苦勞しております。旭市にだけ特別支援学校がどうしてないのだろうと思っている方がたくさんいらっしゃいます。

県から市へ飯岡刑部岬展望館、海上キャンプ場が移譲されております。東部図書館ももしかしたら遅かれ早かれ移譲されるかもしれません。東総文化会館や東総運動場も、今後どうなるか分かりません。そうであれば、県立である特別支援学校の定員がいっぱいであるのにもかかわらず有効な手だてを講ずることができない県に対し、市から県へ特別支援学校の分校校舎として移譲することも可能ではないかと思うのですが、市の見解をお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 私のほうから回答をさせていただきます。

障害のある方が住み慣れた地域で自立し、安心して生き生きと暮らすためには、福祉関係の施設整備は重要な課題であると考えております。

廃校となる学校の跡地利用につきましては、地域検討会議や代表者会議で地域住民の意見、要望を踏まえて決定することとなります。その際、福祉施設等への転用についての要望がありましたら、必要性や運営方法等を調査、分析し、関係機関と協議することになります。

特別支援学校の教室が不足している現状は認識しておりますので、市民の皆様より意見をいただきながら、空き校舎の特別支援学校への活用についても一つの候補として検討することとしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ご答弁いただきありがとうございます。ぜひ候補の一つとしてご検討のほうよろしく願いいたします。

障害がある方が、障害がない方と分け隔てなく普通に暮らせるまちになったらすてきだと私は思います。そういう温かなまちづくりに取り組む姿勢を見せることが、今後も人口減少をストップさせ、健全に存続していく自治体のあるべき姿ではないかと私は思っております。

障害者福祉に対するさらなるお力添えをお願いいたしまして、私からの質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は、自席へお戻りください。

◇ 井 田 孝

○議長（木内欽市） 続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（8番 井田 孝 登壇）

○8番（井田 孝） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、井田孝です。議長より発言の許可をいただきましたので、令和4年第4回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項1、入札の適正化について質問いたします。

（1）設計業務の入札において、予定価格を決めるに当たり、何を根拠としているのかお聞きします。

（2）土木工事のうち特に舗装工事については、最低価格入札者が同じ額でくじ引になるケースが多いが、その理由をお聞きします。

質問事項2、観光の振興について質問いたします。

（1）観光施設の整備についてお聞きします。

週末には多くのサーフィン客が訪れる中、利用者駐車場の整備を行う予定はあるのでしょうか。県道飯岡一宮線から野中川の間道路と、中谷里浜の健康福祉センターやパークゴルフ場周辺の道路に、サーフィンやレジャー目的で来た車が、通年、多数路上駐車しているのを見かけます。市の海岸駐車場の整備状況と、それ以外にも駐車できる場所があるのか、現状を教えてください。

（2）旭市の海岸は、通年マリンスポーツや釣りを楽しむ人が多数訪れ、駐車場やみなと公園周辺には他県ナンバーの車が並んでいます。九十九里浜を最大限に活用した観光交流の拡大が望まれる中、こういう方々に対し旭市をPRできる施策は考えられないか、市の見解をお聞きします。

1回目の質問は以上です。再質問以降は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政課からは、まず、1の入札の適正化についての（1）と（2）の二つをご回答させていただきます。

まず、（1）の設計業務の入札において、予定価格を決めるに当たりましての根拠ということでございますが、市では、設計業務費の算定については、国や県の定める積算基準があるものについては積算基準を採用しまして、基準のないものについては参考見積りを徴しております。

そして、予定価格につきましては、積算基準のあるものについては設計額の100%を、それ以外については過去の類似案件の落札率などを参考に個別に決定しているところでございます。

続いて、(2)のこちらは土木工事の入札のうち、最低価格入札者が同額でくじ引になるケースが多いがその理由はということでございますが、こちらは、土木工事の費用の積算は、千葉県で定めた積算基準を基に算出しております。積算基準にない単価などは、物価本と言われる市場価格を調査した書籍から引用したり、物価本にも掲載されていない場合につきましては、市場調査を行い単価を定めております。

土木工事は、特殊な資材を用いない限り、その大部分を積算基準や物価本で算出が可能でありまして、これらの金額は公表をされております。

また、入札の公告時には、工事に必要な資材等の数量を設計図書により公表しているため、これらを組み合わせまして工事費を推計することができることとなっております。

さらに、最低制限価格につきましても、旭市契約事務取扱規程によりまして、本工事費や共通仮設費、現場管理費及び一般管理費といった種目ごとに率が定められております。

その結果、これらの数式により算出された最低制限価格で入札する事業者が重複することで、くじ引による抽せんで落札候補者を決定する事例が増えている原因になっているものと思われまます。

以上です。

○議長（木内欽市） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、質問事項の2、観光の振興についてお答えさせていただきます。

まず、(1)観光施設の整備についてということで、海岸の駐車場の整備を行う予定はあるかということと、今現在の海岸駐車場の状況についてお答えいたします。

まず、市の海岸駐車場の状況でございますが、主に海水浴場の駐車場としまして、矢指に3か所、飯岡に2か所整備しております。駐車可能な台数としましては、矢指海水浴場周辺につきましましては、ふれあいの海辺駐車場、及びその北側になりますが、市道を挟んで北側の未舗装の駐車場合わせて約230台。

飯岡海岸につきましましては、潮騒ふれあい広場駐車場、これは潮騒ホテルの前になりますが、そちらと萩園公園駐車場、こちらはユートピアセンターの南側になりますが、合わせて約220台でございます。

また、市の施設ではありませんが、漁港に隣接した、いいおかみなと公園にも80台程度駐車可能な駐車場があります。

加えて、市の海岸部は県立九十九里自然公園区域でありまして、車両乗り入れが規制をさ

れていますが、このうち飯岡海岸から駒込浜に計6か所、車両乗り入れが可能な地域を設けてあります。こちらは、約1,700台駐車可能となっています。

また、サーフィンなどマリンスポーツをする方が多く訪れる飯岡の平松浜の海岸は、車両の乗り入れ規制地域内にありますので、海岸への乗り入れや駐車は可能となっております。

このように、海岸周辺での駐車可能な場所につきましては、現状では充足しているというふうに考えておりますので、新たな整備というよりは、これらの車両を駐車可能な場所へ、また駐車場へ誘導するような案内というものを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、(2)観光情報発信の推進ということで、海岸部における旭市をPRできる施策は考えられないか、市の見解はということでございます。

本市の海は、釣り客を含めると、年間約35万人が訪れる市の観光の中心でありますので、マリンレジャーなどで海岸を訪れる方に対しまして、市の特産品を販売したり情報発信を行うということは、地域経済や地域交流にとってもプラス面が大きいというふうに考えております。

市をPRできる施策ということですが、市の観光情報を発信する施設ということで、本年度から市の施設となりました飯岡刑部岬展望館におきまして、特産品や土産物の販売、市の情報発信を実施できないか、現在関係団体と協議をしているところでございます。

飯岡刑部岬展望館は、展望を目的として設計された施設であるため、売場や情報発信のためのスペースは限定的ではございますが、市を代表する観光スポットでもございますので、施設の有効活用の一環として早々に実施できるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、質問事項1、入札の適正化についての(1)について、再質問いたします。

直近の設計業務では、海上・飯岡統合消防分署が3,658万6,000円、中央第二・ゆたか統合保育所が2,271万5,000円の予定価格となっていますが、これらの算定根拠はどうなっているのか、また、建物の延べ床面積はあまり変わらないのに金額の差が大きいのはなぜかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それではお答えします。

井田議員からご提示のそれら2件の予定価格につきましては、それぞれ参考見積りを徴した上で決定してございます。

延べ床面積がほぼ同じ規模での建築物で予定価格が異なる理由といたしましては、国土交通省が設計業務に関して定める建築物の類型として、保育所は第1類の標準的な設計であることに對しまして、消防署は第2類の複雑な設計等を必要とするものであることが挙げられます。このほか、統合消防分署につきましては、非常用の発電設備や消火・消防訓練設備といった特殊な設備を要することや、建設に当たりまして地盤改良を行う必要があることなども予定価格が高くなる要因の一つとなっております。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 再々質問いたします。

国土交通省告示第98号に基づき、千葉県では、公共建築設計業務等積算基準というものを公表しています。建物用途と床面積の規模により設計費用を算出する方法ですが、市として導入するという考えはないのでしょうか。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に對し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 千葉県公共建築設計業務等積算基準及び千葉県公共建築設計業務等積算要領においては、建築物の用途ごとに定められた係数と、床面積から直接人件費を計算し、そこへ諸経費、技術料等経費、特別経費を加えて設計業務委託料を算出するものとなっております。

井田議員からご提案いただきました千葉県公共建築設計業務等積算基準の導入につきましては、実際に業務を行う担当課とともに、この方法で算出した場合と参考見積りを徴した場合を比較するなど検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、検討のほうよろしく申し上げます。

4回目の質問をいたします。

今後、本市においては、学校、保育所の統廃合などにより大型の建築物の設計業務の発注が見込まれますが、入札の地域要件の範囲はどのように考えているのか。また、技術力の伴った建築士を確保するために、実績等により参加可能な事業者を絞り込む考えはあるのか、

お聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 地方自治法では、地方自治体は入札を行う場合に、合理的な範囲で地域要件を設定することが認められております。

地域要件に関しましては、市では、建物の改修等小規模な設計業務は、市内に本店または支店を有する事業者を対象としておりますが、庁舎や学校、保育所の新築など事業規模の大きな施設の設計業務は、県内全域を対象に入札を行う場合がございます。

また、実績要件につきましては、同一または類似する種類の建築物の受注実績や複数人の有資格者が所属していることを求めるなど、対象となる建築物の設計に関する知識を有した技術者を確保するための条件を設定して入札を行っております。

今後、学校や保育所の統廃合に伴いまして、事業規模の大きい建築物の設計を行う場合、地域要件として県内全域を対象とし、実績、要件等を設定することが想定されるわけですが、市内事業者に関しましては、実績要件を緩和するなど受注機会の確保についての配慮を心がけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） ぜひ配慮のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問事項1、入札の適正化についての（2）について再質問いたします。

千葉県内の他市町村においても、最低制限価格で同札の業者が何者もいて、くじ引により落札者が決まるという同じ傾向にあるのか、お聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 舗装工事につきまして、県内の動向を確認しましたところ、千葉県や千葉市、船橋市、木更津市、佐倉市、市原市、印西市で、最低制限価格による入札が重複し、くじ引で落札候補者を決定する事例がございました。

県内の各市町村において積算方法や予定価格の設定、公表方法についての違いはございますが、県内の傾向については、今後も引き続き注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、再々質問いたします。

今年度、旭市において道路補修工事の入札結果を見ると、公示価格が1,000万円を超える比較的規模の大きい工事には、20者以上が入札し、一、二者を除き全てが最低制限価格でくじ引となっています。確率としては約5%となり、くじ運のない業者は、1年間、工事の受注ができないということになることも考えられます。入札要件により、エリア分けや建設会社のランク分けをし、もっと機会均等となるような入札制度にできないのか、お聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 土木工事の入札につきましては、原則として市内に本店または支店を有する事業者に限定して入札を行っております。また、入札に参加できる事業者のランク分け、いわゆる格付につきましては、建設業法に定めます経営事項審査に基づき工事の種別ごとに判定を行っております。

井田議員からご指摘いただきましたとおり、土木工事において多数の事業者が入札し、くじ引となってしまう事例がある一方で、入札参加者がいない、あるいは少ない状況の中で入札が不調となってしまう場合もございます。

今後も、入札傾向や発注時期も考慮し、現状の動向を注視するとともに、県内の先進事例等を研究し、地元事業者の受注機会をより均等にしていくことを心がけてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、井田孝議員の一般質問を行います。

井田孝議員。

○8番（井田 孝） それでは、引き続きまして4回目の質問をいたします。

公共工事における物価本等の価格は、おおむね2か月ほど前の市場調査価格が基準となっています。今の時代ですので、社会情勢により契約後に材料費等の急激な高騰があった場合、

当初の契約金額では工事が遂行できなくなることも考えられますが、これに対応するため契約変更等の措置を行うことはあるのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 近年の新型コロナウイルス感染症の流行や原材料費の高騰、また為替レートの急激な変動などによりまして、工事請負費が大きな影響を受けるケースが見受けられます。

これらに対応するため、受注者は、工事請負契約書・標準約款にのっとり、発注者である市との協議を行った上で契約を変更できることが認められております。

契約変更できる条件といたしましては、工期内に急激な材料費の変動で工事請負費に影響が出る場合、及び工期内に国内で急激なインフレやデフレが発生し工事請負費に影響が出る場合、また、複数年にわたる大規模な工事において、契約締結日から12か月を経過した後に賃金水準や物価水準の変化によりまして工事請負費に影響が出る場合がございます。

今後も、受注者に負担を転嫁することがないように、担当課との連携を図りながら適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 公共事業における入札制度は、公正公平であることが大前提であると考えます。しかし、今の時代においても、新聞で官製談合が報じられるのを時折見かけます。過去において特に問題はなかったということですが、本市でも、入札の疑惑により警察の調査が入ったこともあると聞いています。入札制度においては、透明性を保つとともに、公正公平、機会均等な受注ができるような制度の確立を検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

質問事項2、観光の振興についての（1）について再質問いたします。

中谷里浜の健康福祉センターやパークゴルフ場周辺の道路は、防風林などもあり、路上駐車の影響で管理をする車両などが必要なときに駐車できなかつたり、また路上駐車されていることにより防風林の見通しが悪くなり、治安上もよくなく、周辺の方や施設を利用しに来た方にも不安を与えます。何か対応策はないものかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 健康福祉センター、パークゴルフ場周辺道路につきましては、道路を管理します関係課と連携を図り、さらに海岸管理者であります県や警察の協力もいただきながら、路上駐車等について注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

また、健康福祉センター南側の海岸部に当たる中谷里浜及び井戸野浜の堤防沿いに、車両乗り入れ規制を外した地域が合わせて6,200平米ほどございます。そちらのほうは約150台程度の駐車が可能となっておりますので、議員今ご指摘の防風林のほう、とまっけていて見通しがきかず、治安上もよくないというお話ございましたが、そういったところを排除といいますか、なくすことができますように、駐車場のほうへの誘導を促す看板設置などの対応も併せて検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 再々質問いたします。

海岸への車両乗り入れ規制を外しているということですが、九十九里海岸は、ハマヒルガオなどの海浜植物が分布し、ウミガメの産卵地でもあります。車などの無秩序な乗り入れで自然環境が破壊されたり、海岸へごみが放置される心配はないのか、お聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 本市を含みます九十九里浜の海岸地域での車両等の乗り入れ規制は、平成10年に県がハマヒルガオやアカウミガメなどの保護目的として制定した県立自然公園条例に基づくものでございます。

これに対しまして、市では、海岸部での観光振興などを目的として、車両等の乗り入れができる地域を、毎年、その地域を利用する車両の台数や、その地域の自然環境の状況調査などを行った上で県と協議し、県が環境等に配慮し、車両等乗り入れ可能区域を決定しているところでございます。

市としましては、県と連携し、乗り入れ可能区域以外への車両進入や、ごみの不法投棄が行われないよう、注意看板を立てるなどして注意喚起に努めているところであります。今後とも、その辺は続けていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） よろしく申し上げます。

続きまして、質問事項2、（2）について再質問いたします。

日によって違うとは思いますが、多いときは、他県から数百人規模のサーフィン客が訪れ

ています。(1)の質問と関連しますが、駐車場を整備し、そこに隣接して小さい規模の道の駅をつくり、海産関係の特産物の販売や、これから旭市で進めていく空き家バンクの情報を提供できる場所をつくることはできないのか、お聞きします。

○議長(木内欽市) 井田孝議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(大八木利武) ご質問いただきました海岸部に駐車場と小規模な道の駅のような施設をつくるということでございますが、現在のところ、そういった施設の整備は予定はしておりませんが、市へ来訪してきてくださる方に対しまして、市の特産品を買っていただいたり、移住等につながる空き家バンクの情報等を提供する取組というのは必要だというふうに考えております。

特産品や土産物の販売につきましては、繰り返しになりますが、まずは飯岡刑部岬展望館で、市の情報発信と併せて実施し、その結果を見ながら今後の展開について研究してまいりたいというふうに考えております。

また、市では、10月より、移住サポートセンターを設置いたしました。議員がおっしゃいます空き家バンクも含めて、移住に結びつけるための仕組みというのはいろいろあるというふうに考えておりますので、今後、関係課で連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長(木内欽市) 井田孝議員。

○8番(井田 孝) コロナ禍によりテレワーク等在宅勤務できる環境は浸透してきていますが、若年層の方々に移住を促進するには、まだ時間はかかるかと思えます。それであれば、旭市にマリンスポーツや釣りを目的に訪れる定年を迎える方やリタイアされている方に対し、第二の人生として、ついの住みかを旭市に構え移住へと結びつけるため、その取組について現状や将来のビジョンなどがあれば教えていただきたい。

○議長(木内欽市) 井田孝議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長(柴 栄男) それでは、移住を希望される方の相談窓口としまして、先ほど回答にもありましたけれども、本年10月から旭市観光物産協会内に移住サポートセンターを開設いたしました。それに伴い、移住相談員として、旭市初となる地域おこし協力隊を1名委嘱し、移住相談や市の魅力発信など、より積極的に取り組んでいるところです。

また、旭市を知るきっかけづくりとしまして、都内東京国際フォーラムで開催されるふる

さと回帰フェアや、東京メトロ銀座駅ふるさとPRイベントへの出展や、先輩移住者による移住セミナーなど、旭市ならではの魅力やライフスタイルの紹介も行っているところです。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 魅力ある旭市へ、多くの方々が移住されるような施策をこれからも進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は、自席へお戻りください。

◇ 宮 内 保

○議長（木内欽市） 続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（13番 宮内 保 登壇）

○13番（宮内 保） それでは、議席番号13番、宮内保です。令和4年第4回定例会において一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、コロナ、まだ厳しい状況でありますので、マスクをして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回、私は4項目、4点について質問させていただきます。

1項目めは、水道事業について質問いたします。

2月21日の送水管の破損による断水は、管の老朽化が原因とのことで、県内では、近年、同様の事案が相次いでおり、原因は、いずれも施設の老朽化であり、また、災害時のライフラインで特に重要なのは、水の供給を止めないためにも、施設等の更新による強靱化は早急に取り組まなければならないと思います。

市内の管路については、基幹管路及び重要給水管路の耐震化、各配水場の相互融通のためのループ管の構築、配水区域の適正化の管路整備を順次実施の予定で、更新事業は昨年度から実施しているとのことですが、それでは、どの地区で、どのような形で更新事業を進めているのか教えていただきたいと思います。

2項目めは、安定した農業経営の推進について質問いたします。

施設園芸セーフティーネット構築事業についての施設園芸の加温に使う燃油の価格高騰分を補填する施設園芸セーフティーネット構築事業の2022事業年度の加入者が、過去最多とな

ったことが発表されました。前年度の1万8,500戸より16%増の2万1,500戸が加入し、農林水産省によりますと、加入面積は約8,000ヘクタールで、全国の加温設備のあるハウス面積の半分ほどに達したとのことですが、旭市のセーフティーネット構築事業の加入状況と未加入農家の状況と、未加入農家に対する燃油高騰支援策はどのようなものなのかお伺いいたします。

3項目めは、教育環境の整備・充実についての旭市学校再編基本方針について質問いたします。

旭市の人口は、40年後には約3万6,000人になる見込みで、同じように児童・生徒数は今の約半分になると推計されているところで、将来旭市を担う子どもたちのために、公平な教育環境や安全・安心な施設を提供し充実させていくには、学校の再編が必要とのこと、現在の小・中学校は20校から10校に再編し、全ての学校について2030年には着手していく方針で、そのためには再編はスピード感を持って進めると同時に、地域への十分な説明を行い、地域に根づく新たな学校として地域の合意形成を図り、一体感を醸成できるよう配慮していく計画のようではありますが、それでは、今後、児童、父兄の皆さんや地域への十分な説明と再編をどこから、どのように進めていくのか、お伺いいたします。

4項目めは、海岸の浸食対策についての屏風ヶ浦の海岸浸食について質問をいたします。

屏風ヶ浦は、刑部岬から銚子名洗にかけて、高さ40メートルから50メートルの絶壁がびょうぶのように、約10キロにわたり続いており、屏風ヶ浦は東洋のドーバーと呼ばれています。太平洋の荒波が直接打ち寄せるため、その浸食により形成されたもので、約700年余りの間に約6キロメートル近くの陸地が後退したと言われております。今のようなテトラポットの堤防がないときには、1年で1メートル近くも後退したようであります。

平安時代の末期には、この地に源義経の四天王の1人と呼ばれていた片岡常春が佐貫城を構えていたが、今はその城跡は激しい海食による海岸線の後退で、今では海中に没してしまい、昔の姿はありません。現在は、テトラポットの堤防によって、近年は浸食は抑えられているようですが、テトラポットの堤防の下からの海食によって浸食が進んでいるようではないかと、今年6月22日に県の土木事務所と市の建設課、銚子ジオパーク、そして高橋秀典県会議員の皆さんで浸食の状況を調査したようですが、現在の浸食状況はどのような現状なのかお伺いいたします。

以上4項目、4点についてお伺いいたします。

なお、再質問は質問席で行いますので、分かりやすい簡潔な答弁をよろしくお伺いいたし

ます。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課からは、大きな1番、水道事業について、（1）管路の更新事業について、どの地区で、どのような形で進めているかについてお答えいたします。

管路の更新事業については、旭市水道事業ビジョン、旭市水道施設耐震化計画に基づき進めております。

基幹管路更新は、旭地域及び飯岡地域の実施設計を進めており、令和5年度より工事に着手する予定です。

配水区域の適正化については、本年度より工事に着手しており、後草地区、東足洗地区で実施しております。

災害拠点病院などへの給水を担う重要給水管路の耐震化については、イ・ロ地区で本年度より工事に着手しております。

老朽化した配水管の更新については、漏水が多発する地域を対象に、昨年度から工事に着手しており、三川地区2か所、清和甲地区及び籾木地区で実施しております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、大きい2項目め、安定した農業経営の推進の質問のうち、施設園芸セーフティーネット構築事業の関係です。

加入状況と未加入農家に対する支援はどうかというところなんですが、加入状況についてですが、本年度の事業は8月15日が申込み期限となっており、事業実施者である千葉県農業再生協議会に確認したところ、千葉県全体で54団体の申請があったそうです。そのうち海匝管内で13団体、うち旭市内は12団体とのことです。

未加入農家に対する支援策についてですが、この事業は、国と農業者で1対1の割合で積立てを行う、いわゆる保険のようなもので、加入は任意となっているところです。

市としては、この事業への加入の有無にかかわらず、今回、燃油や資材などの物価高騰により事業活動に大きな影響を受けている農水産業者を支援するため、旭市農水産業者物価高騰対策支援金給付事業を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、3項目めの教育環境の整備・充実について、市内小・中学校の再編についてお答えいたします。

学校再編基本方針の説明会につきましては、本年度は、児童の減少が進んでいる干潟地域の小学校及び保育所の保護者を対象に実施しております。来年度は、市内全ての小・中学校を対象に早期に説明会を開催する予定であります。

丁寧な説明に努めてまいります。コロナ禍も考慮し、説明会当日に出席できない保護者にもご理解いただけるよう、説明動画を対象となる全ての保護者にスクールメールにて配信を行います。

学校再編基本方針概要版の説明動画は、ホームページから視聴が可能となっております。今後、概要版のほかに地域ごとの動画についても作成し、ホームページへの掲載及び保護者などに配信し、学校再編基本方針の周知に努めてまいります。

保護者説明会終了後は、保護者にアンケートを実施し、その結果を含めて、地域住民を対象に地域説明会を開催、地域の合意形成に向け、丁寧かつ十分な説明を実施してまいります。以上です。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、4番目の海岸の浸食対策について、屏風ヶ浦の浸食状況についてということでお答えいたします。

令和4年6月22日に、消波ブロックの管理者であります千葉県の職員と関係者が行った立会いに同行いたしまして、飯岡灯台の下付近において、消波ブロック上より消波ブロックや屏風ヶ浦の状況を視察いたしました。

消波ブロックは、施工から40年以上経過しているということで老朽化が目立つものの、今のところ、消波機能はおおむね維持されているようでありましたが、一部区間では消波ブロック下部より海水が崖側に流入している箇所が確認されました。

また、関係者からは、消波ブロック周辺の海底も浸食の可能性があるのでないかとのご意見もございました。

千葉県では、様々な可能性を考慮しながら調査を実施し、状況の把握に努めるとともに、必要に応じて補修工事をしていくということでありました。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） それでは、水道事業について再質問させていただきます。

基幹管路の更新、配水区域の適正化、重要給水管の耐震化、老朽化した配水管の更新と、詳細にわたりましてご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

本市の水道事業で最も古い埋設管は42年を経過しており、管路の更新を水道事業ビジョンの計画期間内に終わらせることは非常に難しいため、長期的に取り組んでいくとのことであり、それでは何年ぐらいをかけて全域を更新していくのか。また、新しく宅地開発など、管路の増設を希望した場合の対応はどうか。そして、今年度はどのくらいの管路の増設があるのか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 管路の更新事業につきましては、財源を確保しながら、全ての管路を布設替えるのに40年以上かかるものと想定しております。

宅地開発に伴う管路の増設につきましては、申請者負担により対応していただいております。

また、個人の方が専用住宅建築のために管路の増設が必要になる場合は、旭市水道事業配水管布設費用の負担に関する規程による補助制度がございます。

今年度増設分についてですが、旭市の水道ビジョン等に基づく管路の増設は予定してございません。

以上であります。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 管路の更新事業が40年以上もかかるということで、財源を確保しながら進めていくということでもあります。大変だと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

それでは、再々質問をいたします。

東総広域水道企業団の送水管に起因する大規模断水事故については、今後このような事故が起きないように、強く東総広域水道企業団に要請するとともに、旭市の関係する送水管の更新計画を前倒しするよう、企業団に強く要望したようですが、その後、企業団より送水管更新計画の前倒しに関わる国の交付金申請に必要な整備計画を提出したとのことでしたが、そのような中、九十九里地域、また南房総地域に水道用水を供給する企業団と県営水道の統合に向けた協議会の初会合が5月17日に開催され、統合の時期を2025年4月とすることなどが確認したとのことですが、東総広域水道企業団と県営水道との統合はあるのか、今後統合に

向けて取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 東総広域水道企業団に確認した中では、県営水道との統合については、今のところ、具体化してはいないとのことでした。

しかしながら、令和元年9月に策定された水道事業基盤強化に係る千葉県基本計画、いわゆる千葉県版水道ビジョンには、県内の水道事業者の経営基盤の格差是正のため、県が県内全域の水道用水供給事業を担い、各自治体が広域化による効率化を行いながら末端給水事業を担うという方針が示されております。

このため、東総広域水道企業団と県営水道の統合について、引き続き注視してまいりたいと思います。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 県営水道との統合については、今のところ具体的なあれはないということで、今後は千葉県版水道ビジョンの方針で統合については引き続き注視していくとのことでした。

今回の統合の対象となったのは、九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団で、両企業団ともに水源確保の負担が重く、運営基盤も脆弱なことから、県は人口減少社会を見据えた水の安定供給のリーディングケースとして両企業団と県営水道の統合準備を進めてきたとのことですが、東総広域水道企業団も同様なことが言えるのではないかと思います。

そこで、統合した場合、今受けている高料金対策に対する繰出金については、この繰出金を要件とする県の高料金対策補助金はどうなるのか。また、この補助金を受けて水道料金を抑制することと、統合して水道料金を抑制するほうがいいのか、どちらがメリットがあるのか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 県の高料金対策補助金は、基本的に県営水道と地域の末端給水事業との料金格差を是正するためのものですので、統合した場合は該当しなくなることも想定されます。

高料金対策補助金については、千葉県独自の施策であるため、統合の形態によって要件が変わることも想定されます。

県の高料金対策の方針や、東総広域水道企業団と県営水道の統合の動向に注視しつつ、旭市のメリット、デメリットについて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 今後は、水道事業は、人口減少社会に向かって大変だと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

それでは、続きまして安定した農業経営の推進についての再質問をいたします。

セーフティーネット構築事業の加入状況と農水産業者の支援については、よく分かりました。

それでは、施設園芸セーフティーネット構築事業は、A重油などの全国平均価格があらかじめ定めた発動基準を上回った場合、その差額を補填するため、発動した場合の補填金は、国と農家が半分ずつ拠出する積立金が原資で、その対象は3戸以上の農家、または農業従事者が5人以上の団体などで、要件として3年間で燃油使用量の15%以上の削減に向けた取組の計画を策定することが対象の要件であるが、1戸の農家または規模拡大で燃油使用量が毎年増加している場合などはどうなるかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 1戸の農家で事業に取り組む場合はというところなんです、加入要件に農家3戸以上で構成する農業者団体とありますので、燃油価格の高騰に備えようとする農家3戸以上を団体で集めていただいて加入することになります。

なお、JAの組合員であれば、JAが支援対象者として加入の取りまとめを行いますので、JAを通じて加入することが可能です。

また、経営規模を拡大する予定がある方、そういった場合なんです、燃油使用量削減の目標計画を作成する場合は、県に確認したんですが、目標値は拡大後の面積で計算した10アール当たりの燃油使用量とのことです。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 加入要件など、分かりました。

それでは、2022事業年度は、発動基準価格で115%、130%、150%、170%の燃油高騰に備えられるコースがあるが、農家の皆さんは、A重油や灯油の価格は2020年度比で4割ほど高

い水準が続いているためか、また先行きが不透明な中で今年は130%以上のコースへの加入が多く、燃油高騰に備える農家が多くなったと聞いておりますけれども、旭市の状況はどうかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） それでは、お答えいたします。

先ほど団体の数値は申し上げたんですが、旭市の加入状況は、全体で103戸の加入がありました。コースごとの内訳は、115%がゼロ戸、130%が15戸、150%が57戸、170%が31戸だったそうです。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 分かりました。農家の皆さん、やはり燃油高騰で150%、170%のコースを選んでいるようです。

それでは、再々質問をいたします。

月ごとに補填され補填対象となる数量は、購入数量の7割、燃油価格が一定を超えた場合などは同10割とする特例も継続するようで、また、産地生産基盤パワーアップ事業も拡充するとのことで、当事業のうちヒートポンプなど省エネ機器の購入、リース経費の半額を補助する省エネ施設園芸エネルギー転換枠の予算枠を20億円に倍増させ、省エネ経営への転換を促すようで、また、補助対象に機器の設置工費も加えるとのことでした。

それでは、この補助事業の公募の状況についてお伺いいたします。また、11月18日で締切りになりましたが、公募の状況によっては、追加の公募があるのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 産地生産基盤パワーアップ事業の公募状況については、海匠農業事務所に確認したところ、県内の要望者はいなかったということです。

それから、追加要望の関係なんですけど、国の令和4年度の2次補正予算、これが12月2日に可決成立したところです。この補正予算の概要を見ますと、産地生産基盤パワーアップ事業が盛り込まれているようです。

先ほど昼間も農林水産省のホームページを確認しましたが、概要についてはある程度載っているんですが、細かなスキーム、それから細かな事業内容、それはまだ下りてきていない

ので、情報としてはまだそこまでということです。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 実は、私も12月5日の農業新聞に、農林水産省は、燃油、電気の価格高騰を受け、産地への省エネ設備導入への支援をてこ入れするというようなことが新聞に出ていました。畜産や施設園芸の経営強化を図る環太平洋連携協定、TPP対策に、省エネ施設導入を優先支援する資金枠を創設、畜産は消費電力を抑える換気装置など、施設園芸はヒートポンプなどの導入費を半額以内で助成するとの報道がありました。

そのような状況でありますので、担当課として、農家の皆さんに早めに周知して、指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、学校再編基本方針について再質問いたします。

保護者の皆さんや地域の合意形成に向けて、非常に丁寧に、かつ十分な説明を実施しているようですが、そのような中ではありますが、印西市の教育の在り方が大きく変わろうとしております。

少子化の影響で統廃合が既定路線だったある印西の小学校と中学校だが、地元住民の要望を受け、市教育委員会は方針を転換し、小規模特認校へと移行するとのことで、今年4月から学区外からの就学が認められる小規模特認校としてスタートをしたようですが、小規模特認校は、学校選択制の一つで、少人数での教育のよさを生かし、きめ細やかな指導や特色のある教育を行う制度のようで、近隣の佐倉市でも導入しているようですが、旭市においては、父兄の皆さんや各地区の住民の皆さんのこのような意見が出た場合などはどのように学校再編に取り組んでいくのかお伺ひいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校再編基本方針策定に当たりましては、この学校再編計画の策定委員は、小規模特認校や小中一貫校を視察しておりまして、そのメリットやデメリットについても議論してまいりました。

小規模特認校については、複式学級などにより教育環境に格差は生じるとともに、市内全域が学区となることから、ほかの学校とのバランスへの影響が懸念されます。

そして、現在の基本方針では、適正規模適正配置によって教育格差を是正し、将来の児童・生徒の公平な教育環境整備及び施設の充実を目的として学校再編を実施することとして

おりますので、小規模特認校の導入は想定しておりません。

今後、説明会を実施して、そのアンケートの結果、地域の保護者からの小規模特認校の要望が多くあった場合、さらに地域検討会議や代表者会議でその方針を決定した場合は、地域の合意として基本方針の見直しも必要と考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 小規模特認校の導入は想定していないということでした。分かりました。

それでは、再々質問をいたします。

茂原市では、来年4月から、小・中学校の一貫教育を市内全域で行う方針を固め、茂原市の北部の地域では昨年度から小中一貫教育を始め、一定の成果を上げていることから、市内全域に段階的に広げるとのことです。

小中一貫教育は、少子化による学校再編が進む地域で進んでいるようで、中学校教員の専門性を生かした児童教育の充実や、小・中学校の教職員が情報交換を日常的に行えるため、中学進学時に生徒が学校になじめない、中1ギャップの解消にもつながることも期待されているようで、そのほかにもいろいろなメリット、デメリットがあるようですが、市の学校教育課は、小中校長会での議論などを踏まえ、今年度末までに小中一貫教育の指針をまとめて交渉する予定とのことでした。

このような他市の一貫教育の取組に対しては、旭市はどのように考えて取り組むのか、また、飯岡地区の議員の一般質問では、学校再編計画策定委員会での検討では、メリット、デメリットを踏まえて、より深い議論と地域の合意が必要と判断され、この策定委員会では学校再編の一番の重要課題である児童・生徒数による適正な規模と適正配置など、教育環境や学校運営の不均衡の解決を最優先したため、学校再編基本方針では小中一貫校は想定しないという答弁でありました。

しかし、他市のいろいろな状況や、地区の住民の話合いで再編の方針の変更はあるのか、再度お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小中一貫校の設置につきましては、学校再編計画の策定委員会でも検討されてまいりましたが、より深い議論と地域の合意が必要と判断されました。

教育環境や学校運営の公平性を優先と考えていますので、学校再編基本方針では小中一貫教育の導入は想定していないものであります。

先ほどの回答と同様になりますが、今後、説明会を実施しまして、アンケートの結果、地域の保護者より小中一貫校の設置の要望が多くあって、地域検討会議や代表者会議で方針を決定した場合は、地域の合意として基本方針の見直しも必要であると考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、宮内保議員の一般質問を行います。

宮内保議員。

○13番（宮内 保） それでは、再々質問をいたします。

この再編基本方針の中で、再編後の学校数は中学校が3校、小学校が7校とあり、ただし小学校は7校としたが、小中一貫校を推進した場合は5校または6校となる可能性もありますとのことですが、それではどのようなことを想定してのことなのか、お伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 現在の基本方針では、中学校を新設した場合、将来的な可能性として小学校は5校または6校となることもあり得るということでありまして、小中一貫校推進する内容というわけではございません。

この基本方針は、市民の代表者とともに、約5年の歳月を費やし策定したものでありまして、市内小・中学校の児童・生徒が居住地に関係なく等しい教育環境で学べるよう配慮したものでございます。

学校の再編については、どこの学校にもそれぞれすばらしい歴史と伝統、取り組んできた教育活動等がありますので、各地域で丁寧な説明に努め、市民の皆様にご理解いただけるよう、全て旭市の子どもたちのために学校再編を進めてまいります。どうぞよろしくお願

たします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） 非常に丁寧なご答弁、ありがとうございます。再編の基本方針については非常によく理解できました。

しかし、今年に入ってから印西市の小規模特認校と茂原市の小中一貫校等、各地域でいろいろな再編の動きが出てきておりますので、少し時間かかっても他地域の状況を見ながら取り組んでいったほうがいいのかなどということを感じました。今後も、保護者の皆さんや各地域での丁寧な説明のほうをよろしく願いいたします。

それでは、屏風ヶ浦の海岸の浸食について再質問をいたします。

実は、私も2か月ぐらい前に状況を見に行ってきました。消波ブロック内は立入禁止で入ることができないんですけども、遠くから見ると、テトラポットの下から波が打ち寄せるといってもいいんですけども、やはり砂浜を削っているようなことが見受けられました。そして、恐らく銚子寄りのほうの通蓮洞のほうはもっと浸食というかそういうのが進んでいるのかなというちょっと心配がありました。

これは専門家の人じゃないんですけども、消波ブロックの堤防はテトラが岩盤までいていないから案外下からの波によって削られちゃうんじゃないかというようなこともお聞きしましたので、そのようなことで再質問をさせていただきます。

令和4年9月の定例県議会で、旭市選出の高橋秀典県議が、一般質問で海岸浸食について行いました。質問の要旨は、旭市上永井地域における屏風ヶ浦の浸食対策として設置した消波ブロックを今後どのように維持管理していくのかの質問に対して、この消波ブロックは、昭和40年代から50年代にかけて約2.2キロメートルの区間で整備したもので、県では消波ブロックの消波機能維持の観点から、毎年、陸上から消波ブロックの状況を目視しているとのことで、引き続き消波ブロックの状況を把握し、必要に応じて補修を実施していきますとの答弁がありました。また、要望として、定期的な調査、確認の上、屏風ヶ浦の保護を要望したとのことですが、それでは、市として今後屏風ヶ浦の海岸浸食対策にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 屏風ヶ浦の浸食対策でございますが、市といたしましても、屏風ヶ浦の浸食対策は、国土の保全や景観の維持など様々な観点から大変重要であると認識してお

ります。

市としましては、管理者であります千葉県が実施する調査や補修工事などにつきまして、積極的な情報の共有を図るとともに、屏風ヶ浦の浸食や崩落などが進行しないよう、必要な対策について千葉県に要望してまいります。

○議長（木内欽市） 宮内保議員。

○13番（宮内 保） よろしく願いいたします。現在の消波ブロックは、設置して50年から60年を経過しております。消波機能維持のためにも、情報を把握して屏風ヶ浦の浸食対策を行っていただきたいと思っております。

また、今年度より県は、飯岡海岸において離岸堤によってつき過ぎた砂を移動させるよう養浜事業が開始されておりますが、昭和40年頃に突如発生した異常潮位による災害で幾多の堤防が倒壊したことなどがきっかけとなり、町としても国・県に幾多の陳情を行い、その結果として国・県のご理解の下、1968年（昭和43年）に異常潮位による高潮対策事業として萩園海岸を中心に離岸堤の設置事業が開始され、離岸堤の効果は目を見張るものがあり、飯岡海岸全体が1957年（昭和34年）当時の海岸の砂浜に回復し、設置を始めてから3年後には、砂浜を利用した海水浴場の開設までに至り、1989年（平成元年）には海浜花火大会や第1回YOU・遊フェスティバルなどと、砂浜を利用したイベントが次から次へと誕生して現在も続いております。

このようによみがえった砂浜でのにぎわいや地域の発展の陰には、町民が一丸となった災害復旧と、町としての国・県に幾多の陳情の努力の結果が現在の繁栄につながったものと思っております。これからも、県の事業であります。砂浜を移動させる養浜事業とともに、屏風ヶ浦の浸食についても、よく状況を把握して対策に取り組んでいただきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 繰り返しになりますが、屏風ヶ浦の浸食対策につきましては大変重要であると認識しておりますので、養浜事業と併せまして千葉県と連携を密にしまして、積極的に状況の把握に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 宮内保議員の一般質問を終わります。

宮内保議員は、自席へお戻りください。

◇ 崎 山 華 英

○議長（木内欽市） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（6番 崎山華英 登壇）

○6番（崎山華英） 議席番号6番、崎山華英です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めます。マスクは取って発言をさせていただきます。

項目は、大きく四つです。

まず、1の子育て支援の充実について、（1）公立保育所における保育の充実について、保育の質を担保するためにどのような取組をしているのかお尋ねいたします。

また、保育所運営は、保育の質を担保するために厚生労働省で定めている保育所保育指針に沿って行われるべきものと思います。直近では平成29年に改正があり、時代や社会の変化に合わせて内容も変わりゆく保育所保育指針を市内公立保育所では全職員へ共通認識としてどのように共有しているのかお尋ねいたします。

続いて、不適切保育の予防についてお尋ねします。

今報道にもあるとおり、他の自治体において保育士から園児に対する虐待事件が今取り沙汰されています。これは決して旭市も人ごとと捉えず、全国どこでも起き得ることと認識していただきたいと思います。保育所内での虐待や不適切な保育が起きる背景として、保育士一人ひとりの認識や資質以外に職場環境が関わると言われています。

そこで、まず（2）本市の公立保育所では、保育士の労働環境をどのように整えているのかお尋ねいたします。例えば休憩時間の確保について、きちんと休憩時間として保育士が子どもと一切ふれあわない時間、ノーコンタクトタイムを確保することが重要とされています。子どもを寝かしつけながら昼食を取ることがないか、休憩時間はどのように取られているのか、また前回の一般質問でも提案させていただきましたが、保育以外の業務軽減の効果として用務員の採用が必要と考えます。各保育所に常勤という体制でなくとも、例えば複数園に1名という体制でもよいと思いますので、臨時のシルバー人材等の外注ではなく、用務員の設置ができないのかお尋ねいたします。

続いて、（3）本市の保育現場において、不適切な保育が疑われる事案が発生した場合にはどのような対応を取るのかお尋ねいたします。誰がどのように対応するのか、具体的に答弁をお願いいたします。

次に、大きな項目2です。市内小・中学校における校則の現状について。

文部科学省は、今年8月、小・中学校や高校教職員向けの生徒指導提要の改訂案を取りまとめました。ブラック校則が問題視されている昨今ですが、今回の生徒指導提要の改訂によ

り、これまで以上に校則の運用、見直しについて具体的な方法なども示されています。校則の運用については、校則を守らせることにばかりこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童・生徒が自分事としてその意味を理解し、自主的に校則を守るように指導していくことが重要と記載されています。校則の内容をふだんから学校内外で参照できるよう学校ウェブサイト等に公開しておくことや、制定の背景を示していくことが適切とあります。

そこで、（１）校則の公表について、市内各学校のホームページ等における掲載状況を伺います。掲載されていないのであれば、今後どのように考えているかお答えください。

続いて、実際に各市内中学校の校則、学校の決まり等を拝見させていただいた中で質問いたします。

（２）市内中学校の学校の決まり等、校則の中で「中学生らしい」という表現が多く出てきました。この「中学生らしい」という言葉の定義や校則に規定する際の基準はあるのかお尋ねいたします。

続いて、（３）校則の見直しについて、今回の生徒指導提要の改訂版を見ますと、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変化をする必要がないか、また本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められますとあります。教育委員会として、各学校の実態調査や見直しをどのように今後進めていくのかお尋ねいたします。

次に、大きな項目３、地域福祉の充実について。

前回、前々回と宮内保議員のほうで、ヤングケアラー支援について一般質問で取り上げていただき、国での支援方針や他の自治体の先進事例について示していただいたところでした。私からも、自身が小学校の頃から高校を卒業し社会人になるまで、ヤングケアラー、若者ケアラーだった経験を基に一般質問をさせていただきたいと思います。

今年、千葉県内でも、県内全ての公立学校などを対象にヤングケアラーの調査が行われ、その結果が先月発表されました。アンケートの回収率が10%弱と低く、市町村ごとの内訳も出ていないとのことでしたが、それでも「家族にお世話をしている」と答えた割合がどの年代も15%前後いることが分かりました。

中でも気になったのは、「お世話をしている人がいる」と答えたにもかかわらず、「自分がヤングケアラーか分からない」「ヤングケアラーには当てはまらない」と答えた方が8割

から9割だったということです。それを踏まえると、まずはヤングケアラーについて認知を広げることが必要と感じました。

(1)の質問として、本市におけるヤングケアラーについて、当事者やその周囲への認知を広げる取組の現状を伺います。

私自身の経験を振り返っても、学校の先生は気づけない場合もあり、本人も問題を抱えていたとしても声を上げないことが多いものと考えます。

そこで、(2)ヤングケアラーの早期発見と支援について、学校だけでなく、医療や介護、その他多くの関係機関による情報連携が必要と考えますが、どのような体制であるのか伺います。

大きな項目4、市の情報発信についてです。

昨年春よりリニューアルされた本市の公式ホームページですが、リニューアルされてデザインは一新されたが、前のほうがむしろ情報は調べやすかったというお声を聞くことが多かった中で、度々議会内外でもう少し見やすくできないのかということ伝えてきたところではあります。

まず、(1)の質問として、本市公式ホームページについては、どのような指標や基準で評価を行っているのかお尋ねいたします。

続いて、旭市防災情報ツイッターについて。(2)本市の公式防災情報ツイッターについて、情報発信の頻度がとても低いと感じますが、なぜなのか。ツイートする内容はどのようなものと定められていて、誰が発信操作を行っているのかお尋ねいたします。

最後に、(3)11月より新たに始まった本市公式LINEについてです。公式LINEにおいて配信される情報について、まず、どのような流れで配信する内容を決定し行っているのかお尋ねいたします。

以上の4項目について質問いたします。再質問は質問席にて行います。何とぞ分かりやすい答弁をお願いいたします。

○議長(木内欽市) 崎山華英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(多田英子) 子育て支援課からは、大きな1番、子育て支援の充実について、(1)(2)(3)についてお答えいたします。

初めに、(1)ですが、保育の質を担保するためにどのような取組をしているのか、また保育指針について共有しているのかというご質問にお答えいたします。

保育の質につきましては、毎月所長会議を開催し、市役所全体の伝達事項や保育に係る重要な国・県からの通達及び子育て支援課に寄せられた保護者からのご意見などを伝え、改善すべき点を協議するなど、全保育所と共通認識しているところです。

会議での伝達事項や協議事項につきましては、議事録として残し、各所長から保育所の全職員にも周知をしております。

また、ご質問の保育所保育指針につきましては、全ての保育所に保育所保育指針解説という厚生労働省から出されております解説書を配置しており、保育士は、これに基づきまして子どもの人権、健康及び安全を確保しつつ、日々の保育に取り組んでいるところでございます。

次に、ご質問の（２）不適切保育の予防について、保育士の労働環境をどのように整えているのか、その中で、昼休憩時間の確保、そのほか用務員の設置はできないかのご質問にお答えいたします。

現状から申し上げますと、保育所によっては、子どもと離れての十分な昼休みを確保することは難しい状況の保育所もございます。その要因としましては、３歳未満児の入所の割合が増加傾向にあることや、予測することが困難な保育士の産休や育休などにより保育士が不足し、その補充が難しい状況にあるためです。

保育士は、子どもたちがお昼寝しているときも、呼吸の確認や急に泣き出す子どもの対策などもあり、安全面からも目を離すことができません。現在、保育士を募集するとともに、担任以外の交代や、休憩時間を分割して30分間を２回取るなどの工夫をしながら、休憩時間確保のための改善を進めております。

次に、用務員につきましては、保育士に対してご配慮いただきましてありがとうございます。

草刈りにつきましては、今年度から新たにシルバー人材センターによる園庭の草刈り業務委託で対応しているところで、保育士の負担軽減に努めているところでございます。

次に、（３）といたしまして、不適切な保育が疑われる事案が発生した場合にどのような対応を取るのか、誰がどのようにというご質問だったと思います。

回答といたしまして、不適切な保育が疑われる事案が生じた場合には、子育て支援課では、速やかに複数人で聞き取り調査を実施いたします。調査方法につきましては、該当する保育所の全職員を対象とし、疑われる事案の日時や内容などを１人ずつ事細かに口頭での聞き取り調査を実施し、事実の把握に努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、大きな項目2番の市内小・中学校における校則の現状についてお答えいたします。

まず、（1）の校則の公表に関しましては、学校ホームページへの掲載は現在行っておりませんが、市内中学校では、生徒、保護者を対象として、入学説明会や年度初めに校則に関する資料を配布するなどの取組をしております。

また、中学校の校則は、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための指針として、学校ごとに頭髪や服装、また持ち物や通学方法などの決まりを示しております。

校則のホームページ等への公表等につきましては、今後、校長会と協議してまいります。

続いて、（2）の「中学生らしい」という表現についてですが、学校では、頭髪の決まりを示す際に「中学生らしい」という表現を用いる場合がありますが、市として定義や基準は特に定めておりません。

学校では、「中学生らしさ」を「清潔感のある自然の髪型」あるいは「学習や運動に適しており、手軽に手入れのできる髪型」などと生徒へ説明をしております。

また、生徒会から「私たちの手で作った頭髪の約束」などとして、具体的な決まりを示しまして、生徒たち自らが、決まりを自分のものとして捉え、自主的に守れるような方策を取っている学校もございます。

続いて、（3）の教育委員会での校則の実態調査についてですが、教育委員会では、昨年度各中学校の生活の決まり等について確認をしております。次年度以降も引き続き内容等を把握してまいります。

校則の見直しの改定手続きについては明文化しておりませんが、市内各中学校では、生徒会行事である生徒総会において、生活の決まり等についての意見・要望を募り、生徒たちの声を反映し、改善に努めているところでございます。

続きまして、大きな3番の地域福祉の充実の（1）ヤングケアラーについて、当事者やその周囲への認知を広げる取組についてでございますが、学校におきましては、ヤングケアラーの早期発見に向け、教職員の認識を深めるための校内研修等を実施しております。

また、児童・生徒については、学校の実態に応じて、学校だよりを通じて啓発活動を行ったり、リーフレットで、例えばヤングケアラーとはを分かりやすく記載したようなリーフレット等の資料を用いて指導したりをしております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 社会福祉課からは、3の地域福祉の充実についての（2）関係機関による情報連携の体制についてお答えいたします。

介護や障害者福祉での状況について申し上げますと、事業所がサービスを提供する中で、ヤングケアラーに限らず様々な困り事を把握した場合には、相談支援専門員などから市に情報提供があります。

市はいただいた情報を基に、市役所各部署や県設置の包括的な相談支援を担う中核地域生活支援センターなどの関係機関につなぎます。

また、必要に応じ、関係機関による支援会議を行い、多面的な視点で検討し、切れ目のない支援に努めております。

以上です。

○議長（木内欽市） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） 秘書広報課からは、質問項目の4、広報広聴活動の推進についての（1）（2）（3）の3項目についてご回答いたします。

まず初めに、（1）公式ホームページについてはどのような指標や基準で評価を行っているのか、これにお答えいたします。

ホームページ掲載に関するルールについては、高齢の方や障害のある方などにも快適に閲覧することができるよう、音声読み上げソフトが適切に機能するために、添付ファイルや画像のみのページは作成しないなど、日本工業規格、いわゆるJIS規格に定める基準に基づいて作成しております。

また、記事の作成について、市役所全体として明文化したルールや明確な基準は設けておりませんが、職員研修会等を通じて、分かりやすい記事の作成や情報が探しやすい構成などについて、庁内で精査しているところであります。

記事の掲載に当たっては、各課が作成したものを秘書広報課において内容を精査した上で、必要に応じて調整等を行い、公開しております。

次に、（2）のツイートする内容はどのようなものと定めているか、また誰が操作し発信しているのかということにお答えいたします。

防災ツイッターの運用については、秘書広報課で所管しており、避難所の開設やJアラートに関する情報など、災害に関する実情については、総務課で発信しております。

発信する情報についての明確な基準は定めておりません。

あくまで防災ツイッターということで、市民の安全で安心な暮らしを守るために必要と思われる有事情報等を中心に発信しております。

このほか、秘書広報課において、新型コロナに関する情報発信や、国・県などの関係機関から依頼のあった場合は、必要に応じて国や県の情報をリツイートしております。

次に、（３）配信される情報はどのように決定しているかということにお答えいたします。

どのような情報発信したいかは、基本的にはそれぞれの事務を所管する課が決定しております。

各担当課からテスト配信された内容を、秘書広報課が記事の内容と配信するカテゴリーが正しいかなどを確認し、必要に応じて調整した上で本配信しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ご答弁ありがとうございました。

大きな項目1から再質問させていただきます。

（１）の公立保育所では、保育の質を担保するためにどのような取組をしているか、また保育所保育指針についてどのように共有しているのかというご質問させていただきました。毎月の所長会議のほうで、保護者の意見も共有しながら議事録を作り、さらに全職員へ共有しているということで分かりました。

保育所保育指針についてなんですけれども、ただ園内に置いてあるだけでは、なかなかお忙しくて読むこともないと思うんですよ。なので、なるべくでしたら、全職員の方がきちんと理解できるように共有していただきたいと思います。

保育所保育指針のほうにも書いてあるんですけれども、今ゼロ歳、1歳のうちから保育所に入所されるお子さんが多いと思います。家庭環境が子どもの人間形成に大きな影響を及ぼすとは思いますが、保育園等での生活環境も家庭と同様に人間形成のために重要な場だと言えます。

それでは、再質問なんですけれども、保育所保育指針の直近の平成29年の改訂時のポイントとして、保育所も幼稚園や認定こども園と同じく教育施設であると位置づけられたようです。それに伴い、旭市の公立保育所では、それに沿った運営を現在行っているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 公立保育所では、年長児を対象としました様々な教育活動を実施しております。

平仮名文字の学習は、通年で正しい鉛筆の持ち方や読書を練習しております。

英語教室は、講師をお招きしまして、月1回、アルファベットや簡単な単語の発音など、歌や音楽に合わせて体を動かしながら学んでおります。

スポーツ教室は、インストラクターを招き、ボール遊びやマットを使った運動により、スポーツを楽しむ習慣や意欲を養っているところです。

このような幼児期の体験は、小学校生活を意欲的に進める基盤にもなりますので、一人ひとりの発達の実情に応じて、子どもたちが興味を持って取り組めるように工夫しながら継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。英語教室だったりとか、平仮名の指導でしたり、スポーツ教室などをやっていらっしゃるということで、ありがとうございます。実際どのようなことに力を入れていってほしいのか、保護者の意見も聞きながらやっていただきたいなと思います。

また、県では、自然保育に関わる認証制度について、来年度から新設に向けた取組が進んでいるところだと聞いています。旭市としても、活用できる場所があれば、ぜひ市の豊かな自然と農業を活用した保育にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

再々質問として、保育士の資質向上のための研修がどのような計画になっているのかお尋ねしたいと思います。

保育士の専門性の向上と処遇の改善を図る目的で、平成29年に厚生労働省がガイドラインを制定した保育士キャリアアップ研修の受講状況を伺います。また、経験年数の長い保育士の方への定期的な学び直しの機会や、時代の変化に伴って保育に関する認識のアップデートを行う場はあるのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 研修会等は、内容や受講資格など様々でございますけれども、コロナの影響を受けていなかった令和元年度ベースでお答えしますと、20種類以上の研修が

実施されておりました。

千葉県保育士等キャリアアップ研修の参加人数についてでございますが、令和元年度の実績となってしまいますけれども、延べ17名の参加となっております。

管理職職員を含む経験年数に応じた研修につきましては、保育所長を対象とした所長研修会、次長を対象とした研修会、主任保育士を対象とした研修会、そのほか採用3年以上の保育士を対象とした研修会などがございます。

そのほか、経験年数を条件としない希望制による様々な研修もございますが、現在はコロナ禍の社会情勢であることから、従来どおりの研修に参加できておりません。

一方で、Z o o m等を活用した研修も増えてきておりますので、保育士の資質向上のためにも積極的に研修に参加するよう促しているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。キャリアアップ研修については、現状延べ17人ということで、まだまだ現状としては少ないかなと思います。保育の質向上とともに処遇改善につながるものですので、多くの職員の方が順次受講できるように、人員配置等にできるだけ余裕を持たせた運営を行っていただきたいと思います。

では、4回目の質問になりますが、福祉サービスを提供する施設に対して、利用者のサービス選択及び事業の透明性の確保のための情報提供と、事業者のサービスの質の向上に向けた取組の支援を目的とする第三者評価という制度がありますが、本市の公立保育所において第三者評価の実施の予定はあるのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 委託によります第三者評価につきましては、今後検討の余地があると考えております。直近の対応といたしましては、保育の質の向上を目的といたしまして、保護者の皆様のご意見を伺うためにアンケート調査を実施してまいります。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ちなみに第2期旭市子ども・子育て支援事業計画の50ページには、第三者評価の取組についてがきちんと書かれていまして、サービス評価等の仕組みを導入し、保育の課題や改善点を把握し、保育所等で共有することにより質の高い保育サービスを目指しますとはっきり書かれているので、計画には書かれていることをぜひやっていただきたいな

と思います。

第三者評価は、保育の質の向上、保育所の見える化ができる点で非常に有効と思います。東京都では補助金が出ているようなんですけれども、千葉県は補助金制度がないようですので、その辺り県への要望にはなってくると思うんですけれども、今後、保育所の統廃合に合わせてでしたりとか、導入できるようにしていただけるのが理想だなと思います。

それでは、次に、(2)の不適切保育予防に関する質問の再質問に移らせていただきます。

公立保育所では、保育士の労働環境をどのように整えているのかお尋ねしました。昼休憩の確保が難しい保育所も中にはあるということで、もちろん安全面は一番第一に考えていただきたいんですけれども、なるべく交代で保育士の方が休憩できるような環境を整えていただきたいと思っております。

用務員のほうも、シルバー人材ということなんですけれども、用務員さんが入ることで事故予防の観点もありますし、やはり第三者の用務員というまた別の人材が入ることで、また第3の目になると思いますので、その点ちょっと考慮して採用していただきたいと思っております。

再質問なんですけれども、もし保育所の上のことで保護者が不安を感じても、子どもを預けている以上、直接保育所には声を上げにくいといった、そういった心情があると思います。不適切保育に至らなくとも、どういったことで保護者が保育所へ不安を感じるのか、逆にどういったことを評価しているのか知る必要が保育所のほうにあると思います。苦情に関しては、中には誤解やすれ違いも実際あるようです。そういったことも踏まえて、保育所と保護者との意思の疎通を図ることは大変重要と思います。

学校では、年に一度、学校評価アンケートを実施しているのと同様に、公立保育所の質の向上のために定期的に匿名での保護者アンケートの実施を子育て支援課へ以前から要望しているところですが、先ほどアンケートを行うということだったんですけれども、いつ、どのような方法で行うのかお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 保護者アンケートにつきましては、今月実施する予定でございます。アンケート用紙に記入していただきまして、個人が特定されないような無記名方式で、保育所のほうの回収箱に提出していただき、そのような形を考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

また、アンケート結果の公表についても積極的に行っていただきたいと思います。入所前のご家庭が保育所の選択に活用するためにも、できる限り利用者以外も見られるように公開をしてほしいと考えます。

3回目の質問ですね。定期的なアンケートとは別に、保護者や保育士も保育所内で何か気になることが起こった場合に、きちんと相談窓口を用意して、いつでも相談、通報できるように提示しておくことが必要と考えますがどうでしょうか。

また、保育所や市には言いづらかったり、対応が十分でないと感じた場合に、外部相談窓口も併せて用意、提示しておくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 相談や通報の窓口につきましては、各保育所及び子育て支援課となっている状況でございます。ご相談、ご意見があった場合は、内容や状況確認を行い速やかに対応させていただいておりまして、現在外部機関を窓口にすることは想定しておりません。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 基本的に改善してほしいことは直接園に伝えるほうが、話の行き違いが起きなくてよいと思います。ただし、園に言っても改善できなかった場合とか、相談したい場合もあると思うんですよね。そのときに市の子育て支援課にしか相談窓口が公立保育所の場合ないというのは、ちょっと不安です。なぜなら公立保育所の運営が市だから、第三者的な立場にはならないと思うんですね。

なので、最近知ったんですけれども、私、保育所での虐待だと児童相談所が受け付けてくれないということで、市できちんと第三者的立場を取ってくださらない限り、相談者が孤立してしまうことが考えられますので、その点きちんと意識していただきたいと思います。

4回目の質問になりますけれども、自治体によっては独自に不適切保育防止マニュアルや保育の質ガイドラインを作成しているところもあります。旭市では、学校教育指導については指針があるんですけれども、保育に関する指針だったりとか、保育の質に関するガイドラインがありません。保育の質のガイドラインの作成、今後どのように考えているかお尋ねし

ます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 旭市独自のマニュアル、またガイドラインにつきましては現在ございませんが、全国保育士会の保育所・認定こども園における「人権擁護のためのセルフチェックリスト」や厚生労働省から示されております、先ほどもお話がありました「保育所保育指針」を活用いたしまして、子どもの人権に配慮した保育を行っているのか、常に確認するように指導しております。

また、日々の保育につきましても、定期的な振り返りを行いまして、職員間で共通認識することが重要であると考えておりますので、その辺を徹底してまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。今旭市だと、民間と公立保育所の違いだったりとか、各保育所の違い、特色がそれぞれあるにもかかわらず、これまでそういったことが整理されていないように感じます。今、子育て支援事業計画ですとか保育所の再編計画というのはあるんですけども、保育の質についてのガイドラインがなくて、旭市としてどうやって子どもたちを育てていきたいかという、そういう指針が全く見えないんですね。なので、ぜひガイドラインについて作成をお願いしたいと思います。

続いて、不適切保育が仮に起きた場合の対応についてお尋ねします。

最初の質問で、保育所において不適切な保育が疑われる事案が発生した場合にどのような対応を取るのかお尋ねしました。子育て支援課のほうで、複数人で全職員へということで聞き取り調査しますということだったんですけども、保護者のほうに聞き取り調査がないのかというのがちょっと気になりました。

今回、公立保育所に限定して不適切保育について質問をなぜしているのかと申しますと、先ほども言いましたとおり、第三者の目が民間に比べて入りづらい構造になってしまっているんじゃないかと今回感じたためです。

調査は、第三機関ではなく運営元で、言わば内部機関である市が調査をしているので、ちょっと力として薄いんじゃないかと私は懸念しています。その調査するポイント、何が不適切保育かなというのを適切に判断できるのか、調査に当たる職員が調査に対する研修を受けているのか、何を基準に調査を行っているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 特に研修は受けてございません。先ほども申しましたが、全国保育士会のセルフチェックリスト、そういうものを参考にしながら適切な保育なのかどうかの判断に努めているところでございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） チェックリストということだったんですけれども、実際の事案いろいろあると思うので、聞き取りの方法だとか、チェックリストでははかれない部分がたくさんあるのではないかと思います。万一不適切保育があった場合に、市ではどのような対応、処分があるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 職員に不適正な業務執行が認められた場合、当事者や管理職に対して、当該職員が行った行為の態様、故意または過失の度合い、公務内外に与える影響、当該職員の職責及び当該行為の前後における当該職員の態度等を考慮し、旭市職員の懲戒処分等の基準に関する規程に基づきまして、懲戒処分あるいは矯正措置のいずれかを判断することになります。

なお、懲戒処分を行う際は、他の事案との公正を確保するため、旭市職員分限及び懲戒審査委員会が設置されております。この懲戒審査委員会は、任命権者からの求めに応じ、必要な調査と審議を行い、議決した事項を任命権者に報告することとなっております。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ちょっと質問を入れたいんですけれども、管理者が具体的に誰に当たるのかというのをちょっと聞きたいのと、何より問題だと思っていることが、不適切保育や虐待の相談とか告発があった場合に、事実関係を立証するものがない場合もあります。例えば身体的でなく精神的な加害であった場合です。子どもたちだけでなく、保育士を守るためにも、いざというときだけに検証用として確認ができるモニタリングカメラを園内に設置することが必要と考えますが、その辺り見解を伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 現在、12施設ある保育所の全保育室等に対して、事実確認するためのモニタリングカメラを設置することは考えておりません。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 他の自治体でモニタリングカメラを設置しているところがないか調べたんですけれども、取手市が、今年から事故防止検証用のカメラを公立保育所に設置しているようです。今後の保育所の統廃合で、新園舎建設とともにぜひ考えていただきたいと思えます。

まさにちょうど今報道で騒がれている虐待の起こった保育園なんですけれども、あれは判明したからよいほうだと私は思っています。分からない、見えないから、ないことになっていないか。そういうことがもしあったら、それは大問題だと思いますので、きちんと両者が納得するような丁寧な調査をお願いしたいと思えます。

ちょっと時間がないので、すみません、大きな項目2に移りたいと思えます。

市内小・中学校における校則の現状について、校則の公表についてホームページ等における掲載状況はとお尋ねしました。掲載の予定はないということで、今後協議ということでした。入学時だけではちょっと意味がないと思うんですね。地域の方だったり入学前の保護者が見る上で必ず必要だと思えて、今回の生徒指導提要にも行うべきであるという記載があったと思えます。掲載しない理由がまずないと思うので、再確認をしていただきたいと思えます。

再質問に移ります。校則について、何のためにそのルールがあるのか、教員も生徒も十分に理解するべきとありますが、入学時にルールが設定された背景を各校できちんと示しているのか伺います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 校則につきましては、何のためにそのルールがあるのか、教員も生徒も十分に理解するべきであると思えます。学校教育においては、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要で、児童・生徒が健全な学校生活を送り、集団生活の中でよりよく成長できるよう、何のためのルールがあるか、決まりの意義や目的について学ばせております。

また、教職員につきましても、年度初めに、全職員で生活の決まり等について共通理解を図っておるところでございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、もし校則を守らなかった場合の罰則規定などは、中学校においてどのような例があるのか教えてください。また、それらは保護者や生徒に事前に説明されているものなのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 決まりを守れなかった生徒への対応は、学校ごとに定めております。

仮に持ち物違反があれば、一時的に担任などが預かって保護者へ返却するなどの取組を行っているようでございます。

また、違反した生徒のその事情にも十分留意しまして、指導後も生徒が主体的・自律的に行動できるよう支援しております。

違反があった場合の対応については、学校の実態に応じて、入学説明会や学年集会などで事前に生徒や保護者に説明しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時 0分

○議長（木内欽市） 引き続き会議を開きます。

崎山華英議員の一般質問を行います。

崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。たとえ校則違反をした生徒がいても事情を十分聞いてくださるということで、ありがとうございます。教育の機会が奪われることがないように配慮した上でお願いしたいと思います。

続いて、（2）の質問の再質問に移ります。

「中学生らしい」という表現についてお尋ねしました。定義がないということで、清潔感があるとか、そういう言葉でいいんじゃないかと思いました。

基本的に、生徒みんなで判断されるということもお話にありましたけれども、思うにテス

トで正解か不正解でしか成績をはからないような、いわゆる正解至上主義のような教育を受けている子どもたちが「中学生らしい」って何でしょうって言ったら、やはり大人が思いたい答えを言いたがるのではないかと思います。本当に大人が押しつけた「中学生らしい」ではないのか、きちんとみんなで考えていただきたいと思っています。

再質問です。同じく校則の中の「華美でないもの」という言葉についてです。

仮に華美である場合は、どんな支障だったりとか弊害があるのか教えてください。また、万一華美と判定された場合は買い直ししたりしないといけないのか、機能性としては同じでも、いわゆる華美でないものを持っていない場合には、そのためだけに華美でないものを用意する必要があると思うんですけれども、経済的負担を考慮することはないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 「華美でないもの」という言葉は、先ほどの「中学生らしい」と同様、市として定義は特に定めておりません。

学校では、持ち物について色の指定をする場合があります。持ち物によっては、「白色で、華美でないもの」とか、「白を基調とし、派手な色合いでないもの」と決まりを示す場合があります。

学校では、生徒や保護者が華美かどうか判断が迷う場合は事前に学校へ相談するように指導をしております。

仮に華美と判断された場合は、生徒及び保護者へ十分説明し、保護者には決まりの範囲内となるようにご協力をしていただいております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） どんな支障や弊害があると考えられるのかということでご回答がなかったと思うんですけれども、実際、校則のほう見せていただいたんですけれども、非常に「華美でない」の定義がかなり狭いなと感じました。そこまで忠実に華美でないといけないということはどうして、地味なものを持たせる意味がちょっと分からないので、その辺りが疑問ではあるなと思って質問をさせていただきました。

再々質問です。身だしなみ検査において、1人の生徒に対して4人の教員に凝視されながら検査を行うという状況が市内の中学校でもあると声を聞いています。検査といえど、こう

いった威圧的な行為は、子どもへの精神的ストレスを与えたり、子どもの人権を軽視するものと考えます。必要以上に威圧的な態度を取ったり、性的な配慮を怠っていないか、子どもの尊厳を奪うことをしていないか、チェックする機会があるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 学校では、定期的に服装検査を実施する場合がございます。

担当教諭が判断に迷う場合は、複数の教諭で対応することがあるため、何人もの教員によってという状況になったのではないかと思います。

学校でのチェックということですが、学校では、決まりの取扱いを含め、あらゆる生徒指導に関して、生徒指導部会あるいは職員会議で、個に応じた対応について協議するとともに、生徒及び保護者へ丁寧に説明して、全職員で継続的な指導に努めておるところでございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 職員会議で話し合いを行うということで、また生徒へのアンケートも行っているというふうに、前回ヒアリングでも聞かせていただいたんですけども、今回、私に寄せられた声ですね、アンケートの回答には多分至っていないんだと思うんです。なかなかセクハラ、パワハラと分かれば気にすることもできると思うんですけども、検査という名目でそういうことで行われた以上、ちょっと嫌な気持ちになっても声を出しづらい、声を上げづらいということが十分に考えられます。その点、教員側が十分に配慮していただきたいと思います。

では、（3）の質問に移ります。

市内の校則の見直しについて、教育委員会として実態調査見直しを今後どのように進めていくのかという質問でした。生活の決まりの見直しとかを教育委員会でも進めていて、学校での生徒総会で見直しのほうは進めているというご回答いただきました。

実際、見直しの権限は学校長にあると思うんですけども、正直なところ、学校長の先生がなかなかこれまでのやり方を変えるというのはちょっとしたがらないのかなと思います。助言できる機関として、唯一教育委員会のほうがあると思いますので、実態調査や不合理な校則がないかなどの見直しを今後積極的に行っていただきたいと思います。

再質問です。昨年、千葉県弁護士会より千葉県内全ての公立学校に宛てて、校則に関する調査が行われたと思いますが、旭市においても回答されたのか、実態を確認した中でもし考察などがあれば伺いたいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 千葉県弁護士会の校則調査には、本市も昨年度末に協力しております。今年4月に弁護士会のほうから、各校則についての制定趣旨及び校則の改定手続きの有無、内容、子どもの意見表明の可否についての照会もあり、市の現状を回答しております。

校則の見直しについては、各学校で毎年実施しておりますが、今回の千葉県弁護士会の示した県内の校則調査の結果を踏まえまして、校則が教育のために必要、かつその内容が社会通念に照らして合理的という視点を持って、引き続き、検証・見直しを行っていきたいと考えております。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

また、再々質問ですけれども、このような声もあります。校則の見直しを要望・提案することは、先生からの印象が悪くなり、内申点に影響するかもしれないと怖くて言えない、おかしいと思っても言い出せないというご意見があります。そういったことで、進路や内申点に影響することがあり得るのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 生徒が校則の見直しを要望する場合、学級活動で提案して、さらに生徒総会で提案する形を取っております。要望したからといって内申点に影響するようなことはございません。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ないと思いますし、あってはならないと思います。とはいえ、見えないし、分からないから、生徒や親御さんたちは怖いと思います。だからこそ、積極的に見直しの方法、どのようにしたら校則を変えていけるのかということ具体的を提示をお願いしたいと思います。

項目2のほうは、以上です。ありがとうございました。

3の地域福祉の充実について質問をさせていただきます。

再質問でお聞きしたいのは、子どもの権利について、子どもとして守られて生きていいの

だということを学校のほうではどのように教えていますでしょうか、お願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 子どもの権利についてですが、学校では、子どもの権利の学習として、「千葉県子ども権利ノート」を学校の実態に応じて、学級活動や学年集会で活用したり、人権集会などで活用しております。

また、従来より、各学校で人権擁護委員を講師として人権教室を開催し、人権について発達段階に応じた指導を行っております。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

そして、ヤングケアラーについての周知の取組がまだ不十分と考えます。学校の教員だけでなく、行政、福祉機関において利用促進を図るための取組がまだ十分ではないと思いますけれども、普及活動に努めてほしいと思うんですけれども、どのように考えているかお答えください。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 近年注目されているヤングケアラーの問題、また様々な困り事は早期発見が重要であります。早期に発見できれば支援の幅が広がり、適切な支援につなげやすくなると思います。

また、発見には周囲の大人の気づきが大切であるため、理解促進、認知度の向上への取組も必要と考えます。

福祉サービスを提供する支援員などは、ご家庭内で支援を行うため、把握する機会があると思われれます。疑われるケースも含め、把握した場合には、早期に市へ情報提供いただくようお願いするとともに、ヤングケアラーについて理解を深めていただくよう、改めて呼びかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） よろしく申し上げます。

(2)の再質問させてください。旭市では、高齢者見守りネットワーク事業というものがあり、市内の各事業所と協定を結んで、心配なご高齢の方がいた場合に相互に見守り活動を

行っているとは思いますが。この事業について、高齢者に限らない地域見守りネットワークとして協定を結ぶことはできないか。例えばスーパーでいつも1人で買物しているお子さんだとか、金融機関、郵便局で手続きをする学生への声かけや見守り、必要に応じて行政につながることができると思います。どうでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 本市では、現在、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市内の様々な事業所や団体、機関が協力する旭市高齢者見守りネットワーク事業を行っております。

一方で、地域の見守りについては、民生委員・児童委員の皆さんにご協力いただき行っているところであります。それら見守り活動の中で把握された困り事については、関係機関と連携し、適切な支援につなげております。

ご質問の若年層も含めた見守りに拡充することについては、見守り協力をいただく内容、状況など、想定が難しい部分もあると考えます。

今後も、地域の見守りについては、旭市高齢者見守りネットワーク事業や民生委員・児童委員の皆さんの協力、また福祉機関等からの情報提供など、そのような中で早期発見に努めていければと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

大きな項目3のほうの質問、まだ想定している質問があったんですけども、時間がないので、次の大きな項目4に移りたいと思います。

市の情報発信についてです。

公式ホームページについて、特に評価基準がないということでご回答いただきました。充実したホームページを作ることが何につながるのかと考えたときに、ただ単純に見やすいというほかにも、職員にとっては電話の問合せが減るなどの効果があると思います。

そこで、現在、市では、電話問合せ件数を集計しているのか、またホームページ利用者がどのような情報ページを閲覧したかの傾向を検証できるようにはなっているのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） ホームページを通じて市民がどのような情報に関心を持っているのか、何を知りたいのかを把握するために、アクセス傾向を分析しております。

それでは、直近3か月のアクセス状況を申し上げますと、一番アクセスが多いのは、新型コロナの市内感染情報のページでありまして、13万5,029件ございました。2番目は、ライブカメラのページで約8万6,000件、3番目は、新型コロナの関連総合ページ、これが約7万6,000件、4番目が、新型コロナのワクチン関連ページ、約2万8,000件、5番目が、旭市物価高騰対策臨時給付金のページで約1万4,000件であります。

このような状況下でありますので、最近はコロナ情報、コロナの関係が多く閲覧されております。

また、ホームページのリニューアルによって電話の問合せ件数の増減、これについての検証は行っておりません。市役所への電話での問合せは様々な内容であります。各課にもそれぞれまたがります。リニューアルが反映されたかどうかの判断として集計をするのは、少し難しいのかなと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

公式サイトのホーム画面の目的別のカテゴリーから先のページに進むと、ほとんどが新着情報の羅列になってしまっていてすごく見づらいんですね。もっとカテゴリーを細かく分けたり、市民が必要としている情報をもう少し整理して見やすくするべきと考えるんですけども、その辺りを秘書広報課のほうで取りまとめしてできるのか、その上でもし課題があるならば教えてほしいと思います。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） ホームページは、市の情報発信におけるメインツールであるため、分かりやすい記事を掲載すると同時に、知りたい情報をすぐ探すことができるような構成にしなければならないと考えております。

まずは、旬な情報に目を向けていただけるような構成としておりますが、閲覧者が知りたい情報は、古い新しいに関係なく様々であります。今ご指摘ありましたカテゴリーごとの掲載につきましては、基本的にはそのような掲載の方法を取っているところですが、部分的に

は改善の余地もあろうかと思えます。

ホームページは、様々な課の記事から構成されておりますので、今後、庁内会議などを開催して、さらに分かりやすいカテゴリー分けや、あるべき情報がカテゴリーに掲載されているかどうかなどについて、秘書広報課と担当課で調整し、円滑に閲覧できるページになるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

では、防災ツイッターのほうも再質問させていただきます。

先月運用開始になった公式LINEのほうには、運用方針が作成されていると思うんですが、旭市防災ツイッターにはそういう運用方針があるのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） お答えいたします。

ツイッターにおける明確な運用方針などは定めておりません。

運用については、先ほど回答したとおりになりますが、基本的には防災ツイッターとしての運用になりますので、あまり情報を頻発せず、真に市民の安全・安心に必要なかどうかを見極めて情報発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 運用方針ないということで、やはり何を発信するのか明文化されていないと、その時々担当者によってばらつくことも考えられますし、できたら運用方針をつくっていただきたいと思うんですけれども、現在の防災情報ツイッターなんですけれども、災害発生情報のみになっていると思うんですね。やはり更新を見て分かるとおりに、非常に更新が少なく、このツイッター、随分前から更新止まっているけれども、フォローする意味あるかなど、フォローの必要性を市民の方が感じてしまうのではないかと不安をしています。

ほかにも、複数旭市公式ツイッターあると思うんですね。旭市選挙管理委員会ツイッターとか、あさピーのツイッターとかあると思うんですけれども、そういったのを全部一本化して旭市広報ツイッターとして、より多くの方に、市民に有益な情報を届けやすくできると思うんですけれども、その点どうでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） 現在のところ、ツイッターについては、市はターゲットごとに知りたい情報を発信できるように、議員申しました選挙管理委員会や飯岡しおさいマラソン、市で複数のアカウントを運用しています。防災ツイッターもその一つです。

現時点では、基本的には知りたい情報を区別してアカウントを作成したほうが情報が乱雑しないかなというふうに考えております。

しかしながら、数あるSNSの中でも、ツイッターにおける情報拡散力は依然高いものと認識しております。

今後のツイッターの運用については、SNSを取り巻く環境の変化なども捉えながら、より効果的な情報発信ができるよう、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございました。

（3）のほうも再質問させていただきます。

公式LINEのほう、早速お友達登録させていただいたんですけども、今スマホを持っている方が多い中で、LINEを利用する方がかなり多いと思うんですね。公式LINEは、ふだん広報を見たりとか意識して市の情報を得る機会がない市民の方であっても、リアルタイムで市の情報を得られる非常によい手段だと評価しているところです。

だからこそ、なるべく多くの市民が公式LINEの存在を知ってフォローしてもらうことが必要だと考えますが、周知をどのように今しているのか。あと、フォロワー数アップに向けて、例えば商工会や道の駅などと協働してLINEお友達限定クーポンを発行したりとか、あとお友達限定LINEスタンプなど、あさピーのLINEスタンプなどを無料で発行するのもよいと考えますが、今後の取組どのように考えているかお答えください。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（椎名 実） お答えいたします。

ご指摘のとおり、まずはお友達登録数を増やすことが最優先であると考えております。

現在、広報やホームページのほか、市役所内のデジタルサイネージのお知らせなどにより周知を図っております。

今後は、市の施設で周知チラシを配布するほか、小・中学校や保育所等への周知依頼、区长回覧などを活用することも予定しております。

関係団体と連携したクーポンやスタンプなどの特典については、登録者を増やす効果的な方法であると考えております。しかしながら、費用をかけて特典などで登録者を増やすことは、自治体公式アカウントとしては取り組むことが少し難しいのかなとも考えております。

具体的な提案ありがとうございます。今後も、効果的な周知方法を研究して、友達登録を増やすことに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は、自席へお戻りください。

◇ 永 井 孝 佳

○議長（木内欽市） 続いて、永井孝佳議員、ご登壇願います。

（7番 永井孝佳 登壇）

○7番（永井孝佳） よろしく申し上げます。一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。最近、頭の回転がちょっと悪くなってしまって、真っ白になっちゃうときがあるかもしれないですけども、ご容赦ください。

では、質問に移らせていただきます。

質問は、大きく分けて4項目、5点になります。

1つ目の質問は、野焼きに関してです。

市民の方から野焼きをやめさせてくれという相談がございました。野焼きがあると窓が開けられないとか、洗濯物が干せないとか、あとは体調が悪くなるという切実な願いでした。

野焼きというのは、原則法律で禁止されているんですけども、家庭ごみを庭で燃やしている方も結構いらっしゃると思います。そこで、現状把握として、苦情とか通報がどのくらいあるのか、あとその苦情の内容ですね、それを1回目の質問でさせていただきたいと思います。分かる範囲でお答えください。

2つ目の質問は、マイナンバーカードについて質問させていただきます。

2022年10月13日にデジタル庁の河野大臣から、紙の保険証を2024年秋に原則廃止するという方針が示されました。この方針で、年配の方が紙の保険証が使えなくなっちゃうのと、と

でも不安に思っています。その後に岸田総理大臣から、カードを持っていない人でも保険診療を受けられるようにするという発言もあったんですね。でも、その後にまた河野大臣がマイナンバーカードと保険証の一本化を明言しています。これいろいろな意見があって不透明な感じですので、市としての見解をお伺いしたいと思います。

3点目は、ワクチン接種の予約についてです。

先日、議会外で説明があったんですけども、市民の方から電話が全然つながらないと、とても苦情をいただきましたので、議会の場でももう一度この経緯を説明していただきたいと思えます。

4点目は、地域のまちづくりビジョンについて質問したいと思います。

これから銚子連絡道の大きな道路とかができたり、学校の統廃合が起こると思えますので、まちの形が大きく変わっていくと考えられます。そこで、長期的なビジョン、50年後、100年後を見据えてこの地域がどう変わっていくか、その辺を伺いたいと思えます。

(1) 番の質問として、銚子連絡道路の整備計画がありますけれども、その整備計画がどのようなものか、分かる範囲でお答えください。

(2) は、学校の統廃合によって衰退が危惧される地域がございますけれども、学校がなくなる地域をこれからどうしていくか、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

以上が1回目の質問になります。よろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、環境課のほうからは、大きな項目の1の(1)野焼きの取扱いについて、現状と対策はどうなっているか。その中で苦情通報の件数、またどんな苦情があるかとのご質問でございます。

まず、野焼きの通報及び対応件数ですが、令和3年度が55件、令和4年度は11月末の時点で54件ございました。

苦情の内容につきましては、例を挙げますと、近所で草木を燃やして煙たい、また先ほど永井議員も申し上げていたと思えますが、窓が開けられない、洗濯物や布団が干せない、臭いがついて困る、家族に体調の悪い人がいるので煙で困っているなどの苦情がございます。

なお、平日の野焼きの苦情があった場合は、環境課で対応しておりますが、閉庁時等は、消防本部に対応していただいている状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） 市民生活課からは、大きな2番（1）のマイナンバーカードと保険証の一本化について市の見解ということでお答え申し上げます。

マイナンバーカードに保険証の機能をひもづけた、いわゆるマイナ保険証をめぐる政府の新たな動向につきまして、11月29日に河野デジタル担当大臣より、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル担当大臣によるマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会を設置し、12月上旬に初会合を開催すると発表され、昨日でございますが、12月6日、初会合をオンラインで開催したとのことです。

また、医療関係者など専門家のワーキンググループを設けまして、今後関係者からのヒアリングを行うとの報道がございました。

まだ、市町村に具体的な情報提供のほうはございませんが、カードの取得が難しい方への交付手続きの見直しや、カードを紛失したときの対応など、今後、関係省庁で横断的に制度を検討していくとのことです。

いずれにしましても、現在マイナ保険証のスケジュール目標を2024年秋までとされていること、それからまた、マイナンバーカードはデジタル社会の実現に向けての重要なツールであることには変わりはありません。市といたしましても、今後も国の動向を注視しながら、引き続きカードの普及促進に努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課より、3項目め、ワクチンの接種予約について、予約の電話がつながりづらかった経緯に関して回答いたします。

初めに、コールセンターへの電話がつながりにくく、市民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしたことにおわびを申し上げます。

これまでコールセンターは6人で対応しておりましたが、新たな体制として、10月中旬から10人体制で行っていました。

コールセンターへの電話がつながりにくいといった状況は、11月7日月曜日に60歳以上の方に接種券を発送した2日後の11月9日水曜日に発生しました。

その対応として、翌11月10日木曜日には、オペレーターを2名増員し、音声ガイダンス回線を20回線増やしたほか、11月16日水曜日から18日金曜日の3日間は、午後5時から午後8時まで臨時のコールセンターを健康づくり課内に開設いたしました。

現在は、コールセンターにつながりにくい状況は解消しております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 建設課からは、大きな4番、地域のまちづくりビジョンについてのうち、（1）銚子連絡道路について、整備計画についてご回答申し上げます。

整備計画ということで、主なルート、構造、インターチェンジ等についてご回答申し上げます。

銚子連絡道路は、第3期区間としまして、匝瑳市から旭市までの約13キロメートルが今年度に新規事業化されました。10月には、沿線の方を対象とした説明会を開催し、現在、測量・調査を実施しているところでございます。

市内区間のルートにつきましては、令和3年8月に都市計画決定されまして、市及び県のホームページなどにより確認することが可能でございます。ルートの概略を匝瑳市側から申し上げますと、川口沼公園の南側、それから豊畑小学校の北側、そして第一中学校の南側を経由しまして、道の駅「季楽里あさひ」前の道路へ接続するルートとなっております。

構造については、既存道路との交差は原則立体交差となりまして、盛土構造となるため、道の駅の前の道路との接続部を除きまして、信号はないということであります。

現道との接続は、市内ではインターチェンジが2か所計画されております。インターチェンジの1か所目は、現在の都市計画道路谷丁場遊正線を南へ約490メートル延伸した地点において設置する計画であります。2か所目は、市役所の南側約1キロメートル付近において、県道旭停車場線と接続する箇所へ設置する計画であります。

なお、通行料につきましては、横芝光インターチェンジより銚子方面は無料となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課から、4の（2）学校再編後の地域の将来ビジョンについてお答えいたします。

かねてより、学校再編によって地域の学校がなくなると地域が衰退するのではないかというお話は何っております。

学校再編基本方針の策定に当たっては、こういった点にも配慮しておりまして、飯岡地域、海上地域、干潟地域の各地域には、小学校1校を配置し、再編後30年以上は運営が可能とな

るよう、適正規模を文部科学省の1クラスの児童数の基準より引き下げた規模としております。

中学校は、適正規模を考慮しまして、地域の垣根を越えた3校となりますが、小学校は各地域に1校ずつ残す配置計画となっており、地域文化の継承やコミュニティの維持などは可能となるよう配慮しております。

そして、小学校を地域コミュニティの核として、地域と学校が連携、協同して子どもたちを育て、ふるさと旭を誇りに思う人づくりを行うことにより、地域力の強化と地域の活性化につながるものと考えております。

今後、各学校に地域の代表者で構成する地域検討会議や代表者会議を設置し、地域に根づく新たな学校として、地域との一体感を醸成する取組を考慮してまいります。

また、学校跡地につきましても、コミュニティ施設への転用など、地域の活動に利用できるような土地利用の検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） ご回答ありがとうございます。結構かなりの苦情があるようです。野焼きは違法なんですけれども、昔からやっているから罪悪感なく続けてしまっている方が多いのかなと思います。最初にも言ったように、洗濯物が干せないとか、窓が開けられないとか、悪臭がとか、そういったものが苦情であるようです。これらの家庭から出るごみは何としても減らしていき、最終的にはなくしていかなくてはいけないと思っております。しかし、農家からは野焼きを全部禁止されると厳しいという意見もございます。

再質問になりますけれども、野焼きについて、例外的に認められている行為はどのようなものがあるかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 野焼きの例外についてですが、まず1点目ですが、国や地方自治体が施設管理を行う河川敷及び道路そばの草焼き、2点目として、災害等の予防対策や火災予防訓練に必要な焼却、3点目として、風俗習慣上または宗教上でしめ縄、門松などをたく行事、4点目としまして、焼き畑、あぜの草、漁網にかかったごみなどの農業、林業及び漁業を営むためにやむを得ない焼却、また5点目としまして、たき火など、落ち葉たきになりますが、そういったものの小規模な焼却であって軽微なものなどがございます。

ただし、例外として認められた焼却行為であっても、健康被害を含む生活環境上の保全上支障を来している内容の苦情が寄せられた場合には、現地に赴きまして、その行為者に消火していただくなどの行政指導を行っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 例外としては、農業を営むために仕方がない場合という項目があるんですけども、非常に線引きが曖昧です。通報があれば対応しなくてはいけないですし、健康被害とかがあってはならないと思いますので、どうしても個別な対応というか、そのときそのときの対応になっていくかなと思いますので、担当課は大変だと思いますけれども、個別の指導をお願いしたいと思います。

再々質問になりますけれども、野焼きの違反行為についてどのような周知をされていますか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） 市では、これまで広報紙や市のホームページ、また区内等の回覧を通じて、野焼き行為が原則法律で禁止され、ダイオキシン類の発生原因となる旨を周知しておりまして、野焼き行為が周辺住民の迷惑となることをご理解、また認識していただけるよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 様々な方法で周知をいただいているようです。しかし、野焼きがなかなか減らないという現状があると思います。野焼きが違法になることを知らないケースが結構多いように感じますので、文章だけではなく、ちょっとインパクトのある、例えば野焼きは犯罪ですみたいな視覚的効果のある表示をされてみてはいかがでしょうか。

あとは、最後の質問になりますけれども、さらに野焼きを減らすために何か対策などあれば教えてください。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） まず、野焼き行為に違反した場合は、法律で5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方という重い罰則が科せられております。

野焼き行為を減らす方法としては、とにかくダイオキシン類の発生を招くとともに、周辺住民への迷惑行為となることを広報紙や市のホームページなどを通じ、継続して周知していくことだと考えております。

環境課としましても、パトロールを実施するとともに、どのような周知方法が効果的なのかを検討しながら、野焼き行為を少しでも減らすことができるよう、今後も周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 繰り返しになりますけれども、家庭ごみの焼却はなくせるように、周知のほうよろしくをお願いします。

農業に関してはやむを得ず焼却する場合もあると思いますけれども、その場合でも、よく乾燥させて極力煙が出ないようにすることとか、風向きとか時間帯に配慮することなども必要だと思います。

もっと先のことを考えるとしたら、農地と宅地をゾーニングして、そんなにごちゃごちゃにならないように都市計画を組んでいく必要があると思います。農業地域にアパートを建てて、外から来た人が不快に感じるとか、健康被害に遭うようなことがないように情報発信をしていくことも大切だと思います。

何にしても、苦情や農業の現場にしっかりと耳を傾けていただき、個別に指導をしていただきたいと思います。

では、次の問題、マイナンバーのほうの再質問にさせていただきます。

これから省庁を横断しての検討会が設置され、話し合われていくということですが、河野大臣から期限を決めての発表があったので、決定事項だと思っていたんですけれども、まだ動きがあるようですので、ちょっと安心しました。マイナンバーカードがなくても保険医療を受けられるということですので、心配された方にはそう伝えたいと思います。

でも、義務ではないですけれども、できるだけ普及させたいという、国のほうはそういう意思ですので、ここで再質問になりますけれども、本市としては、2024年の秋までにどのぐらいの普及を目指しているのかをお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） 2024年の秋までにどれぐらいの普及をとということでございます。

が、国につきましては、カードの普及について、今年度末までにほぼ全ての国民が所持しているようにという目標を掲げています。

一方で、マイナ保険証をめぐるしましては、2024年秋を目標に一体化を目指すということで、先ほど申しあげました検討会におきまして、様々な課題を洗い出しまして、個々の対応が決定していくものと思われまます。

参考に、本年10月末現在のカード交付率を申し上げます。旭市では40.96%、千葉県では51.57%、全国では51.13%となっており、国の掲げる今年度末までほぼ全国民へ普及という目標達成は、現実的には難しいものと思われまます。

現時点で、2024年秋までの本市における具体的な目標を申しあげることは難しいのですが、カードにつきましては、デジタル社会のパスポートとも言われるほど重要で、市民の利便性向上にもつながるものですので、国の目標、趣旨を踏まえ、一人でも多くの市民の皆様にご取得していただくよう、さらなる普及促進に取り組んでまいりたいと思ひます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 現実的には100%普及させるというのはとても難しいと思ひます。しかし、交付率が国や県は51%ぐらいなんですけれども、本市は41%ぐらいということで、ちょっと出遅れ感はあると思ひます。ワクチンのこともそうですけれども、この辺の地域の方はデジタルにちょっと拒否感があるのかなという感想がございます。

再々質問になりますけれども、カードのさらなる普及のために取組は何かございませうでしょうか。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） 新たな取組ということでございませう。

まず、本市のカード普及促進の取組について申し上げます。

これまで、市役所窓口では、専用のタブレット端末を導入して、無料の写真撮影を行い、丁寧なオンライン申請のサポートに努めてまいりました。市内の各事業所やおひさまテラスに市職員が出向き、出張申請受付も実施しております。また、国の事業ですが、携帯電話ショップでの申請の受付も行われております。

なお、カードの受取り等についてですが、基本的に予約方式で行っており、平日の業務時間内のほか、毎週水曜日の夜7時までの夜間交付窓口と毎月第4日曜日の休日交付窓口を市役所で開設しております。

今後の新しい取組といたしまして、毎週の夜間交付窓口に、水曜日やっておるんですが、金曜日も追加して2日間とし、これまで行ってきました市の広報紙、ホームページやそれから公式LINE等のSNSによる情報発信につきましても、より積極的に活用しながら、さらに周知を図ってまいります。

また、コロナの感染状況にもよりますが、各事業所等への出張申請受付の拡充を中心に、市内の福祉や介護事業所のほか、各出張所等においても実施を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 夜間窓口とか、あとは休日窓口、様々な取組をされてご尽力されていることがよく分かりました。

いろいろな方にマイナンバーカードを作らない理由を聞いてみたんですけども、面倒くさいとか、あとは情報漏えいが怖いとか、作り方が分からない、あとは作ってもメリットがないなどをよく耳にします。メリットがあれば多くの方が作ると思います。

そこで、マイナンバーカードがあると便利だよねとなっていけば、自然と作る人が増えると思うんですけども、すみません、4回目の質問です。マイナンバーカードは今後どのように便利になっていくかをお伺いしたいと思います。

例えば、ネットなんかの情報だと、転出届がオンライン化になるとか、運転免許証と一体化するとか、カード機能がスマホに搭載されるなど耳にしますけれども、ご見解をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、午後4時まで休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 4時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、永井孝佳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（向後利胤） マイナンバーカードについては、今後どのように便利になりま

すかというご質問でございます。先ほど議員おっしゃっていただいたのと若干重なる部分も
ございますが、お答えします。

転出届などのオンライン化についてですが、今年度中にカードを用いて転出届や転入予約
を行うことができるように、国及び全国の自治体でシステム改修の準備をしているところで
ございます。

続いて、運転免許証のほか、障害者手帳や母子健康手帳などとの一体化についても国で検
討が進められております。

さらに、マイナンバー機能のスマートフォンへの搭載につきましても検討が進められてお
り、電子証明書などの機能がスマホに搭載されていれば、お手元にカードがなくてもスマホ
のみで行政手続きを済ませることができ、住民の皆様にとっての利便性がさらに向上するも
のと考えております。

いずれにしましても、国は、今後もデジタル社会におけるカードの利活用の普及拡大を推
進していることから、本市におきましても、引き続きカードの安全性と利便性の周知に努め、
普及促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） カードの利便性とかというのは国の動き次第なんですけれども、本市と
しては、引き続き作り方が分からない方へのサポートをぜひよろしく願いいたします。

では、マイナンバーについては以上になります。

ワクチンの予約の件ですね。コールセンター、6人から10人、10人から12人に増やしたと
いうことなんですけれども、60歳以上ということで、スマートフォンによるオンライン予約をす
る方がほとんどいなかったというか、少なかったということで、その分、電話のほうに行っ
てしまったのかなと思います。マイナンバーの普及率から分かるとおり、旭市民はちょっと
デジタルが苦手な方が多いという現状があると思いますので、それを踏まえて予約方法を考
えなくてはいけないと思います。

再質問になりますけれども、もし次回またこういう集団接種などで大量の接種券を発送す
る場合は、どのような予約方法を考えているかお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 今後のワクチン接種の予約方法に関しましては、接種券をグ

ループごとに分け、発送日をずらすなどして、今回の反省を踏まえて十分考慮して対応してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 接種券の発送タイミングをずらして一気に行かないようにするというのは、とてもいい案だと思いました。今回の予約トラブルは、とても不満を抱いている方がいらっしやいました。担当課にもたくさんの苦情が入ったと思いますので、現状に即した予約方法を事前に考えてやっていただきたいと思います。

ワクチンに関しては以上です。

では、次の（1）番、銚子連絡道路の整備計画を教えてくださいんですけども、道路としては、豊畑小学校の北側から井戸野の某コンビニ辺りで交差をして、旭一中の南側のほうを道を通って道の駅のほうにつながるという説明があったと思うんですけども、道路ができたことによって、道の駅周辺の交通量がちょっと増えるのかなと思うんですけども、道の駅とか中央病院のエリアをこれからどうしていくかとか、ビジョンはございますでしょうか。

例えば、住宅があの方に増えてほしいとか、商業地域にしたいとか、あとはこのまま農業地域のままとか、その辺の何かビジョンがありましたら教えてください。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 銚子連絡道路の完成後のビジョンはということでした。現在のところ、市としては具体的な計画等はございません。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 特になんということなんですけれども、しっかり50年後、100年後を見据えて、あの地域はこうしていきたいとか、何か旗を振っていただけたほうが希望が持てるというか、このまま乱雑に建物が建って何の規則性もないとあまりいいまちにはならないと思うので、計画的なまちづくりを促進していただけたらなと思います。そのためには、都市計画区域についても早く決めなくてはいけないのかなと感じております。

では、（1）については以上になります。

では、（2）番の学校の統廃合によって地域がちょっと変わっていくというお話なんですけれども、学校がなくなってしまうことによってその地域がすたれてしまう可能性がある

いうご懸念はたくさんいただいていますけれども、財政上の問題で施設を減らさなくてはならないことは承知しておりますけれども、施設を減らしても地域に学校を残す方法はあったのかなと思っております。

よく言われるのが、適正規模とか適正配置とか公平とか、その辺を何度も言われるんですけども、公立でも特色を出してもいいのかなと私は考えています。本当に大事なのは、子どもの健やかな成長だと思いますので、財政の効率化のために教師の数が減らされ目が届きにくくなることのないように、ご配慮をお願いしたいと思います。

学校自体の危惧もありますけれども、地区が衰退してしまうことについて心配している方もたくさんいらっしゃいます。

再質問になりますけれども、衰退が危惧される地区の今後のビジョンなどはございますでしょうか。学校もない、駅もない、地域に新しい家を建てる人は多くないと思います。学校がなくなるということは、そのエリアが見捨てられたように感じる方もいるようです。それらを払拭するために、長期的なビジョンが必要だと思います。学校はないけれども、観光に特化した地域にしていくんだとか、学校はないけれども、移住者にメリットがある地域にするとか、特色が必要だと思います。その辺について、何かご見解があれば、よろしくお願いたします。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 地域を活性化させるための取組ということでした。

まずは、現在の総合戦略などに基きまして、農業であったり、商工業の振興であったり、また交流の促進など、様々な施策を継続して実施することで各地域の活性化を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員。

○7番（永井孝佳） 今ある振興策をこれからも継続して、このまちをよくしていくというご回答でした。例えば、海岸地域なんかは、波がいいときはサーファーがたくさん来ますし、港も空き地がたくさんあるし、これから洋上風力とかの話もちらほら聞きますし、ロケツーリズムの効果で旭市の露出度も増えていますし、おいしい食材も何でもありますし、地域最大の総合病院もあります。この地域はそんなに悪い地域ではないんですけれども、ですけども市民は先行きに不安を感じているんですね。それは何でいうかという、未来へのビジ

ョンがあまり見えないからだと思います。ですので、50年後、100年後も住民が不便なく生活できるような明確なビジョンを示していただき、旗振りをお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木内欽市） 永井孝佳議員の一般質問を終わります。

永井孝佳議員は、自席へお戻りください。

以上で本日予定をいたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（木内欽市） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 9分